令和８年第５回豊岡市議会（定例会）

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※　市長提出議案目録　※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

（令和８年８月28日開会）

議案番号	件　　名	頁	摘　要
報12	専決処分したものの報告について	3	
（専７）	損害賠償の額を定めることについて	5	交通事故
（専８）	損害賠償の額を定めることについて	7	物損事故
報13	専決処分したものの承認を求めることについて	9	
（専９）	令和８年度豊岡市一般会計補正予算（第２号）	11	
報14	令和７年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	25	
	（監査委員の意見書）	27	
報15	放棄した債権の報告について（一般会計）	45	
報16	放棄した債権の報告について（水道事業会計）	51	
74	訴えの提起について	55	登記手続訴訟
75	工事請負変更契約の締結について	63	奈佐川栃江橋下部撤去工事
76	令和７年度豊岡市水道事業剰余金の処分について	67	
77	令和７年度豊岡市下水道事業剰余金の処分について	69	
78	豊岡市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例制定について	71	
79	豊岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について	77	
80	豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例及び豊岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例制定について	83	
81	豊岡市景観条例の一部を改正する条例制定について	91	
82	豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	97	
83	豊岡市下水道条例及び豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	103	
84	令和８年度豊岡市一般会計補正予算（第３号）	111	
85	令和８年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）	189	
86	令和８年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第１号）	207	
87	令和８年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）	221	

議案番号	件　　名	頁	摘　要
88	令和８年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）	239	
89	令和８年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第１号）	253	
90	令和８年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算（第１号）	267	
91	令和８年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算（第１号）	281	
92	令和８年度豊岡市水道事業会計補正予算（第１号）	295	
93	令和８年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第１号）	305	
94	令和７年度豊岡市一般会計歳入歳出決算の認定について	317	
95	令和７年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	319	
96	令和７年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について	321	
97	令和７年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	323	
98	令和７年度豊岡市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	325	
99	令和７年度豊岡市診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について	327	
100	令和７年度豊岡市霊苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について	329	
101	令和７年度豊岡市管理会財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	331	
102	令和７年度豊岡市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について	333	
103	令和７年度豊岡市水道事業会計決算の認定について	335	
104	令和７年度豊岡市下水道事業会計決算の認定について	337	
	（主要な施策の成果を説明する書類）一般会計・特別会計		94～102号議案関係
	（監査委員の意見書）一般会計・特別会計		94～102号議案関係
	（監査委員の意見書）公営企業会計		103～104号議案関係
	（決算書）一般会計・特別会計		94～102号議案関係
	（決算書）公営企業会計		103～104号議案関係

報告第12号

専決処分したものの報告について

市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第２項の規定により報告する。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

記

１　損害賠償の額を定めることについて
２　損害賠償の額を定めることについて

専決第７号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和８年６月29日専決

豊岡市長　門　間　雄　司

記

事故区分及び 事故発生年月日	交通事故 令和８年３月17日（火）午前９時40分頃
事故発生場所	兵庫県養父市奥米地[redacted]
相手方の 住所氏名	[redacted] [redacted]　[redacted]
損害賠償額	17,976円
事故の概要	農林水産課職員が現場確認のため林道を公用車で走行していた際、車に気付かず後退してきた道路作業員を避け切れず、車両右後部の泥はね付近が作業員の右下腿に接触して擦り傷を負わせたもの。 （過失割合　豊岡市10割）

専決第８号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和８年７月15日専決

豊岡市長　門　間　雄　司

記

事故区分及び 事故発生年月日	物損事故 令和８年４月４日（日）午後８時30分発見
事故発生場所	兵庫県豊岡市出石町福住[redacted]
相手方の 住所氏名	[redacted]
損害賠償額	206,800円
事故の概要	駐車場内に設置されていた防火水槽の表示看板が強風により倒れ、駐車中であった相手方所有の自家用車の側面を損傷させたもの。 （過失割合　豊岡市10割）

報告第13号

専決処分したものの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

記

令和８年度豊岡市一般会計補正予算（第２号）

専決第９号

令和８年度豊岡市一般会計補正予算（第２号）

令和８年度豊岡市の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,414千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,132,990千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年８月７日専決

豊岡市長　門　間　雄　司

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
17. 県　支　出　金		3,507,627	93	3,507,720
	1.県　負　担　金	1,867,436	93	1,867,529
20. 繰　入　金		5,750,476	13,321	5,763,797
	2.基　金　繰　入　金	5,717,070	13,321	5,730,391
歳　入　合　計		52,119,576	13,414	52,132,990

一般会計

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6. 農林水産業費		1,690,463	9,000	1,699,463
	1. 農業費	1,380,332	9,000	1,389,332
9. 消防費		2,133,224	4,414	2,137,638
	1. 消防費	2,133,224	4,414	2,137,638
歳出合計		52,119,576	13,414	52,132,990

令和８年度豊岡市一般会計
補正予算（第２号）に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1． 総 括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
17. 県　支　出　金	3,507,627	93	3,507,720
20. 繰　入　金	5,750,476	13,321	5,763,797
歳　入　合　計	52,119,576	13,414	52,132,990

一般会計

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費	1,690,463	9,000	1,699,463
9. 消防費	2,133,224	4,414	2,137,638
歳出合計	52,119,576	13,414	52,132,990

一般会計

（単位　千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			9,000
93			4,321
93	0	0	13,321

2. 歳　　入

(款) 17. 県支出金　　(項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
8. 消防費県負担金	0	93	93
計	1,867,436	93	1,867,529

(款) 20. 繰入金　　(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	2,792,586	13,321	2,805,907
計	5,717,070	13,321	5,730,391

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1.　災害対策費負担金	93	市町応援経費負担金　93

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1.　財政調整基金繰入金	13,321	財政調整基金繰入金　13,321

3. 歳　　出

（款）6. 農林水産業費　　（項）1. 農業費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 農　地　費	526,445	9,000	535,445				9,000
計	1,380,332	9,000	1,389,332				9,000

（款）9. 消防費　　（項）1. 消防費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 災害対策費	104,316	4,414	108,730	93			4,321
計	2,133,224	4,414	2,137,638	93			4,321

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
18. 負担金、補助及び交付金	9,000	農地費　【農業政策課】　9,000 補助金　9,000 農業渇水緊急対策事業費　9,000

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
8. 旅費	2,418	熊本地震支援事業費　【危機管理課】　4,414 特別旅費　2,418 消耗品費　993 燃料費　247 自動車借上料　450 駐車料　150 事業用備品　156
10. 需用費	1,240	
13. 使用料及び賃借料	600	
17. 備品購入費	156	

報告第 14 号

令和７年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）第３条第１項及び第 22 条第１項の規定により、令和７年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和８年８月 28 日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

記

１　健全化判断比率

（単位　％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
―	―	11.9	4.7
(11.87)	(16.87)	(25.0)	(350.0)

（注）（　）書きは、法第２条第５号に規定する早期健全化基準で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第７条に定める数値である。

２　資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備　　考
太陽光発電事業特別会計	―	104,039 千円
水道事業会計	―	1,650,214 千円
下水道事業会計	―	1,644,849 千円

（注）備考欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第１号及び第３号の規定による事業の規模を表す。

令　和　7　年　度

豊岡市健全化判断比率及び

資金不足比率審査意見書

豊岡市監査委員

令和８年８月18日

豊岡市長　門　間　雄　司　様

豊岡市監査委員　羽　尻　知　充
豊岡市監査委員　中　嶋　英　樹
豊岡市監査委員　竹　中　　理

令和７年度決算に係る健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により、審査に付された令和７年度の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査し、次のとおりその意見を提出します。

令和７年度　健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１　審査の概要

１　審査の対象

令和７年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類

２　審査の方法

審査に付された令和７年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するため、算定の基礎となる事項を記載した書類、歳入歳出決算書、同附属書類、会計諸帳簿等とを照合し、確認を行った。

なお、審査に当たっては、関係職員から説明を受けるとともに、質疑の方法も併用した。

３　審査の期間

令和８年７月10日から８月17日

第２　審査の結果及び意見

１　審査の結果

審査に付された令和７年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令に準拠して適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等の計数と符合し、いずれも適正であると認められた。

⑴　健全化判断比率　（単位：％、ポイント）

	令和７年度	令和６年度	増減	早期健全化基　準	財政再生基　準
実質赤字比率	－	－	－	11.87	20.00
連結実質赤字比率	－	－	－	16.87	30.00
実質公債費比率	11.9	13.6	△1.7	25.0	35.0
将来負担比率	4.7	13.9	△9.1	350.0	

(注)実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないため、「－」と記載している。

⑵　資金不足比率　（単位：％）

	令和７年度	令和６年度	増減	経営健全化基　準
水道事業会計	－	－	－	20.0
下水道事業会計	－	－	－	20.0
太陽光発電事業特別会計	－	－	－	20.0

(注)資金不足比率については、資金不足額を生じていないため、「－」と記載している。

２　総　括

⑴　今回の算定結果について

ア　実質赤字比率

令和７年度の実質赤字比率は、一般会計等では14億1,362万円の黒字となっており、実質赤字額は生じていない。

なお、一般会計では、財政調整基金から2,505万円、市債管理基金から２億6,865万円、地域振興基金から８億1,251万円、公共施設整備基金から7,870万円それぞれ繰入れを行っている。

イ　連結実質赤字比率

令和７年度の連結実質赤字比率は、市全体（管理会財産区特別会計を除く）の会計で60億6,764万円の黒字となっており、連結実質赤字額は生じていない。

ウ　実質公債費比率

令和７年度の実質公債費比率は11.9％で、前年度数値から1.7ポイント減少（改善）した。

エ　将来負担比率

令和７年度の将来負担比率は4.7％で、前年度数値から9.2ポイント減少（改善）した。

オ　資金不足比率

公営企業会計における令和７年度の資金不足比率は、いずれの会計も資金不足額が生じていないため算定されない。

⑵　意　見

令和７年度決算に係る健全化判断比率のうち、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも前年度数値から改善し、早期健全化基準（実質公債費比率25.0％、将来負担比率350.0％）を下回っている。

公営企業会計においては、いずれの会計も資金不足額が生じていないため、良好な状態にあると認められる。

市全体の市債の現在高は確実に減少しているが、類似団体と比較すると依然として高水準で推移している。

今後の財政については、社会保障関係経費や公共施設等の維持更新に要する経費の増加が見込まれる一方、一般財源の大幅な増加は見込みにくく、また、米国の関税措置や中東情勢をはじめとする国際情勢の変化に伴う原油価格・物価の動向等、今後の社会経済情勢による影響が見込まれることから、極めて厳しい状況にある。

「豊岡市長期財政見通し」により明らかになった間近に迫る「財政の危機」に備え、この危機を乗り越えるため、令和５年10月に策定した第５次行財政改革を着実に進め、行政サービスを持続的に提供可能な財務体質を目指すことが望まれる。

今後とも行財政改革を進め、既存事業の見直し、市債残高の着実な縮減、公営企業及び関係する団体の公債費負担の軽減など、引き続き財政健全化に向けた取組に努められたい。

審　　査　　資　　料

凡　　例

1　文中に用いる金額は、千円単位で表示している。

2　文中に用いる比率（％）は、国の算定基準に基づいている。

3　各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「－」「　」……皆無又は該当数値なし

「0」……該当数値はあるが、単位未満のもの

4　各表中、負の値となるものは、値の前に「△」を付している。

5　用語の定義等は特段の定めのある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の定めによる。

1　審査の対象会計

各比率の対象となる会計は、次表のとおりである。

本　市　会　計　等　に　係　る　各　指　標　の　適　用　範　囲

健全化法	豊岡市の会計等区分	各指標の適用範囲
一般会計等	○一般会計 ○診療所事業特別会計 ○霊苑事業特別会計	実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	○国民健康保険事業特別会計（事業勘定） ○国民健康保険事業特別会計（直診勘定） ○後期高齢者医療事業特別会計 ○介護保険事業特別会計	連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率
公営企業会計	【法適用企業】 ○水道事業会計 ○下水道事業会計 【法非適用企業】 ○太陽光発電事業特別会計	資金不足比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率
一部事務組合・広域連合	○公立豊岡病院組合 ○北但行政事務組合、但馬広域行政事務組合 兵庫県市町村職員退職手当組合 兵庫県後期高齢者医療広域連合(一般・特別)	実質公債費比率 将来負担比率
地方独立行政法人・地方三公社・第三セクター等	○兵庫県信用保証協会（損失補償）	将来負担比率

（注）　1　資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定する。
　　2　法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する企業をいう。
　　法非適用企業とは、地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。
　　3　管理会財産区特別会計は、上記指標の対象外である。

2 健全化判断比率等の状況（総括表）

（1）健全化判断比率

当該年度の健全化判断比率は、次表のとおりである。なお、算定結果を数値で表示した場合の比率である。

（単位：%、ポイント）

区分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
比率	**令和7年度**	**△ 4.93**	**△ 21.18**	**11.9**	**4.7**
	令和6年度	△ 4.76	△ 22.47	13.6	13.9
	対前年度増減	△ 0.17	1.29	△ 1.7	△ 9.2
早期健全化基準		11.87	16.87	25.0	350.0
財政再生基準		20.00	30.00	35.0	

（注） 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び連結実質赤字がないため、△表示となっている。

（2）資金不足比率

当該年度の資金不足比率は、次表のとおりである。なお、算定結果を数値で表示した場合の比率である。

（単位：%）

会計名	比率			経営健全化基準
	令和7年度	令和6年度	対前年度増減	
水道事業会計	**△ 132.44**	△ 126.19	△ 6.25	20.00
下水道事業会計	**△ 114.88**	△ 118.53	3.65	
太陽光発電事業特別会計	**△ 10.63**	△ 9.93	△ 0.70	

（注） 資金不足が生じていないため、比率が△表示となっている。

3 健全化判断比率について

(1)実質赤字比率

実質赤字比率とは、豊岡市の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものであり、普通交付税の算定を行う際に算出される。)に対する比率であり、豊岡市の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

＜算定式＞

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

① 一般会計等の実質赤字額

(単位:千円)

区　分	一般会計	診療所事業特別会計	霊苑事業特別会計
歳　入　総　額　①	55,609,048	196,236	10,610
歳　出　総　額　②	53,689,074	267,157	9,227
歳入歳出差引額　③=①-②	1,919,974	△ 70,921	1,383
翌年度に繰り越すべき財源　④	436,808	―	―
実　質　収　支　額　③-④	1,483,166 ア	△ 70,921 イ	1,383 ウ

(注)　歳入総額及び歳出総額については、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計額である。

実質赤字額{△(ア+イ+ウ)} ＝ △ 1,413,628 千円 A

標準財政規模 28,641,117 千円 B

$$(A/B)\times 100 = \frac{\triangle\ 1{,}413{,}628\ \text{千円}}{28{,}641{,}117\ \text{千円}} = \triangle\ 4.93\ \%$$

実質赤字比率
―

(注)　実質赤字額がないため、△表示(黒字額を負数で表示)となっている。

＜標準財政規模＞

(単位:千円、%)

項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
標準税収入額等	12,508,317	12,118,616	389,701	3.2
普通交付税額	16,132,800	15,132,249	1,000,551	6.6
臨時財政対策債発行可能額	―	70,443	△ 70,443	皆減
合　計	28,641,117	27,321,308	1,319,809	4.8

(2)連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、豊岡市の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計の赤字や黒字を合算し、豊岡市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

＜算定式＞

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:千円)

会計名			実質収支額		
			令和7年度	令和6年度	対前年度増減
一般会計等	一般会計		1,483,166	1,344,145	139,021
	一般会計等に属する特別会計	診療所事業特別会計	△ 70,921	△ 48,352	△ 22,569
		霊苑事業特別会計	1,383	5,285	△ 3,902
	小計 A		1,413,628	1,301,078	112,550
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)		106,106	68,185	37,921
	国民健康保険事業特別会計(直診勘定)		8,976	7,070	1,906
	後期高齢者医療事業特別会計		47,498	38,967	8,531
	介護保険事業特別会計		405,183	471,816	△ 66,633
	小計 B		567,763	586,038	△ 18,275
公営企業会計	法適用	水道事業会計	2,185,561	2,295,712	△ 110,151
		下水道事業会計	1,889,626	1,947,839	△ 58,213
	法非適用	太陽光発電事業特別会計	11,062	9,973	1,089
	小計 C		4,086,249	4,253,524	△ 167,275
合計 (D=A+B+C)			6,067,640	6,140,640	△ 73,000
標準財政規模 E			28,641,117	27,321,308	1,319,809

(注) 公営企業会計では、実質収支額を資金不足額又は剰余額と読み替える。

連結実質赤字額(D) ＝ △ 6,067,640 千円

$$(D／E)\times 100 = \frac{\triangle\ 6{,}067{,}640\ \text{千円}}{28{,}641{,}117\ \text{千円}} = \triangle\ 21.18\ \%$$

連結実質赤字比率

－

(注) 実質赤字額がないため、△表示(黒字額を負数で表示)となっている。

（参考）

表1　令和7年度一般会計及び特別会計の決算額

（単位：千円）

会計名	歳入決算額 (1)	歳出決算額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源　(3)	実質収支額 (1)－(2)－(3)
一般会計	55,609,048	53,689,074	436,808	1,483,166
診療所事業特別会計	196,236	267,157	－	△ 70,921
霊苑事業特別会計	10,610	9,227	－	1,383
一般会計等の計	55,815,894	53,965,458	436,808	1,413,628
国民健康保険事業特別会計（事業勘定）	8,264,156	8,158,050	－	106,106
国民健康保険事業特別会計（直診勘定）	89,235	80,259	－	8,976
後期高齢者医療事業特別会計	1,608,251	1,560,753	－	47,498
介護保険事業特別会計	10,413,647	10,008,464	－	405,183
特別会計の計	20,375,289	19,807,526	－	567,763

表2　公営企業会計別資金不足額（剰余額）

（単位：千円）

会計名		流動資産等 (1)	算入地方債 (2)	流動負債等 (3)	解消可能資金不足額(4)	資金剰余金 (1)－(2)－(3)＋(4)
法適用	水道事業会計	2,556,502	－	370,941	－	2,185,561
	下水道事業会計	2,527,599	－	637,973	－	1,889,626
	小計	5,084,101	－	1,008,914	－	4,075,187

（単位：千円）

会計名		歳入額 (1)	算入地方債 (2)	歳出額 (3)	解消可能資金不足額(4)	資金剰余金 (1)－(2)－(3)＋(4)
法非適用	太陽光発電事業特別会計	120,079	－	109,017	－	11,062
	小計	120,079	－	109,017	－	11,062
合計		5,204,180	－	1,117,931	－	4,086,249

（注）「流動資産等」は、流動資産から控除財源を引き、貸倒引当金を加えた額である。

「流動負債等」は、流動負債から控除企業債、控除引当金を差し引いた額である。

(3)実質公債費比率

実質公債費比率とは、豊岡市が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金に要する一般財源の合計額が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、直近3か年の平均値を用いる。

＜算定式＞

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B)-(C+D)}{E-D}$$

A ： 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)

B ： 地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金)

C ： 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D ： 元利償還金又は準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入(準)公債費の額)

E ： 標準的な規模の収入の額(標準財政規模)

(単位:千円)

区分		令和7年度	令和6年度	令和5年度
A 地方債の元利償還金(＝a1-a2-a3)		5,213,120	5,665,670	6,066,118
一般会計等に係る公債費	a1	5,885,853	5,691,370	6,100,589
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額	a2	642,733	5,700	24,471
満期一括償還地方債の元金償還額	a3	30,000	20,000	10,000
B 地方債の準元利償還金(＝b1+b2+b3+b4+b5)		3,502,224	3,158,396	3,541,985
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額	b1	1,667	1,667	－
公営企業債の償還財源に充てられたと認められる繰入金	b2	2,673,002	2,344,663	2,690,183
下水道事業特別会計		2,447,689	2,116,927	2,454,999
水道事業特別会計		225,076	227,575	235,088
国民健康保険事業特別会計(直診勘定)		237	161	96
一部事務組合等の地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	b3	827,555	812,066	851,802
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(社会福祉法人施設建設借入金)	b4	－	－	－
一時借入金利子(繰替運用を除く。)	b5	－	－	－
C 地方債償還に充当される特定財源(＝c1+c2+c3+c4+c5)		197,157	122,658	100,815
国県等からの利子補給	c1	－	－	－
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	c2	－	－	－
公営住宅使用料	c3	62,760	63,950	100,583
都市計画税充当額	c4	115	136	232
その他特定財源(湯島財産区特別会計繰入金、駐車場使用料等)	c5	134,282	58,572	－
D 基準財政需要額算入額(＝D1)		6,359,373	6,071,764	6,618,938
一般会計等公債費算入額(D1＝d1+d2+d3)		6,359,373	6,071,764	6,618,938
事業費補正額	d1	1,881,873	1,459,987	1,835,694
災害復旧費等算入額	d2	3,697,146	3,929,411	4,126,205
密度補正算入額	d3	780,354	682,366	657,039
E 標準財政規模(＝e1+e2+e3)		28,641,117	27,321,308	27,517,638
標準税収入額等	e1	12,508,317	12,118,616	12,279,085
普通交付税額	e2	16,132,800	15,132,249	15,085,168
臨時財政対策債発行可能額	e3	－	70,443	153,385

＜実質公債費比率の状況＞

（単位：千円）

令和7年度（単年度）

$$= \frac{(5{,}213{,}120 + 3{,}502{,}224) - (197{,}157 + 6{,}359{,}373)}{28{,}641{,}117 - 6{,}359{,}373} =$$

9.68871%

令和6年度（単年度）

$$= \frac{(5{,}665{,}670 + 3{,}158{,}396) - (122{,}658 + 6{,}071{,}764)}{27{,}321{,}308 - 6{,}071{,}764} =$$

12.37506%

令和5年度（単年度）

$$= \frac{(6{,}066{,}118 + 3{,}541{,}985) - (100{,}815 + 6{,}618{,}938)}{27{,}517{,}638 - 6{,}618{,}938} =$$

13.82072%

（注）単年度実質公債費比率は、小数点以下第6位を四捨五入している。

実質公債費比率（3か年平均） 11.9 %

（注）実質公債費比率は、小数点以下第2位を切り捨てしている。

＜実質公債費比率の推移＞

令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
11.9%	13.6%	14.1%	14.3%	14.1%	13.8%	13.3%

（注）直近3ヵ年の平均

【参考】 類似団体等との比較（令和6年度決算）

総務省令和6年度財政状況資料に基づく。

区　　分	実質公債費比率
兵庫県平均	6.1%
兵庫県内都市平均	5.9%
兵庫県内類似団体(注)（芦屋市）	8.4%

（注）人口及び産業構造等により全国の自治体をグループに分類し、豊岡市と同じグループに属する団体をいう。

（4）将来負担比率

将来負担比率とは、地方債残高に加え、土地開発公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、豊岡市の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、豊岡市の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

＜算定式＞

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

A ： 将来負担額

B ： 充当可能基金額（地方債償還額等に充てることができる基金）

C ： 充当可能特定財源見込額（地方債償還額等に充てることができる特定財源）

D ： 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

E ： 標準財政規模 （ 28,641,117 千円 ）

F ： 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 （ 6,359,373 千円 ）

（注）実質公債費比率算定で用いたD基準財政需要額算入額の数値

（単位：千円）

区分		令和7年度	令和6年度	令和5年度
A 将来負担額（A1+A2+A3+A4+A5+A6+A7）		76,230,012	81,241,594	87,574,099
当該年度末一般会計等地方債現在高（＝a1+a2+a3）	A1	33,707,909	35,965,624	39,127,316
一般会計	a1	33,639,450	35,914,382	39,069,890
診療所事業特別会計	a2	68,459	51,242	57,426
霊苑事業特別会計	a3	－	－	－
債務負担行為に基づく支出予定額（＝a4+a5）	A2	－	－	－
土地開発公社依頼土地買戻し	a4	－	－	－
社会福祉法人の施設建設に係るもの	a5	－	－	－
公営企業債等繰入見込額（＝a6+a7+a8+a9）	A3	28,623,194	30,677,611	33,141,804
水道事業会計	a6	1,657,366	1,849,652	1,391,825
下水道事業会計	a7	26,963,794	28,826,663	31,748,894
国民健康保険事業特別会計（直診勘定）	a8	2,034	1,296	1,085
宅地事業特別会計	a9	－	－	－
組合等の地方債の元金償還に充てる本市負担見込額（＝a10）	A4	8,588,615	9,169,491	9,819,655
公立豊岡病院組合	a10	8,588,615	9,169,491	9,819,655
退職手当負担見込額（＝a11+a12−a13）	A5	5,310,294	5,428,868	5,485,324
一般職退職手当支給予定額	a11	5,996,160	5,939,677	5,928,724
特別職退職手当支給予定額	a12	26,690	32,695	23,115
退職手当組合積立不足額	a13	712,556	543,504	466,515
設立法人の負担額等に係る一般会計等の負担見込額（＝a14+a15+a16）	A6	－	－	－
土地開発公社	a14	－	－	－
第三セクター	a15	－	－	－
その他の債務補償債務等（兵庫県信用保証協会）	a16	－	－	－
連結実質赤字額（＝a17+a18+a19）	A7	－	－	－
市会計	a17	－	－	－
公立豊岡病院組合	a18	－	－	－
北但行政事務組合他5団体	a19	－	－	－

（注）北但行政事務組合他5団体とは、但馬広域行政事務組合、兵庫県市町村職員退職手当組合、兵庫県市町交通災害共済組合、兵庫県後期高齢者医療広域連合（一般会計・特別会計）である。

（単位：千円）

区分			令和7年度	令和6年度	令和5年度
B 充当可能基金額（＝b1～b13合計額）			21,802,892	21,535,153	20,852,678
財政調整基金		b1	6,483,717	6,102,384	5,867,340
減債基金		b2	3,874,475	4,013,824	3,445,328
福祉基金		b3	954,616	1,064,407	1,170,638
公共施設整備基金		b4	7,087,083	7,106,580	7,146,732
コウノトリ基金		b5	20,858	22,429	31,143
水と土保全対策基金		b6	30,000	30,000	30,000
奨学基金		b7	220,878	214,165	200,536
植村直己顕彰基金		b8	47,048	47,048	47,048
被災者生活再建支援基金		b9	495,396	493,780	493,107
国民健康保険財政調整基金		b10	265,187	314,159	378,418
介護保険給付費準備基金		b11	1,065,971	918,545	903,661
土地開発基金		b12	902,468	887,468	872,468
その他の基金		b13	355,195	320,364	266,259
C 充当可能特定財源見込額（＝c1～c8合計額）			351,013	392,333	456,117
国庫支出金等		c1	－	－	－
転貸債に係る償還金（住宅新築・改修資金貸付金、災害援護資金等）		c2	43,663	45,263	45,896
公営住宅使用料		c3	238,891	295,828	352,795
都市計画税		c4	－	－	－
診療所収入		c5	68,459	51,242	57,426
駐車場収入		c6	－	－	－
湯島財産区特別会計繰入金		c7	－	－	－
霊苑永代使用料		c8	－	－	－
D 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額		（＝d1～d19合計額）	53,007,363	56,344,803	60,566,427
算定費目	消防費	d1	－	－	－
算定費目	道路橋りょう費	d2	－	－	1,074
算定費目	港湾費	d3	－	－	－
算定費目	都市計画費	d4	－	－	－
算定費目	公園費	d5	－	－	－
算定費目	下水道費	d6	17,412,871	18,699,913	19,840,860
算定費目	その他の土木費	d7	38,697	21,705	12,346
算定費目	小学校費	d8	70,225	91,145	107,638
算定費目	中学校費	d9	18,722	23,064	27,279
算定費目	高等学校費	d10	－	－	－
算定費目	社会福祉費	d11	－	－	－
算定費目	保健衛生費	d12	5,665,675	6,178,675	6,452,121
算定費目	こども子育て費	d13	58,412	59,718	46,410
算定費目	高齢者保健福祉費	d14	－	－	－
算定費目	清掃費	d15	377	508	837
算定費目	農業行政費	d16	2,621	2,709	2,708
算定費目	林野水産行政費	d17	－	－	－
算定費目	地域振興費	d18	1,565,467	1,225,553	1,102,966
算定費目	公債費	d19	28,174,296	30,041,813	32,972,188
算定費目 内訳	災害復旧費		170,168	206,617	211,521
算定費目 内訳	辺地対策事業債償還費		433,665	430,880	432,720
算定費目 内訳	補正予算債償還費		716,749	507,649	473,684
算定費目 内訳	地方税減収補填債償還費		116,509	124,216	131,798
算定費目 内訳	財源対策債償還費		326,946	306,886	287,903
算定費目 内訳	減税補填債償還費		5,454	18,736	39,026
算定費目 内訳	臨時財政対策債償還費		11,863,604	13,266,391	14,895,799

（単位：千円）

区分				令和7年度	令和6年度	令和5年度
つづき			東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	4,050,730	4,082,227	4,212,313
			国土強靭化施策債償還費	1,403,678	1,193,040	1,001,984
			過疎対策事業債償還費	2,489,305	2,107,824	1,902,249
			合併特例債償還費	6,597,488	7,797,347	9,383,191
			その他の起債償還費	－	－	－

（単位：千円）

区分	令和7年度	令和6年度	令和5年度
実質的な将来負担額 [A-(B+C+D)]	1,068,744	2,969,305	5,698,877
市民一人当たりの実質的な将来負担額	14	39	74
（参考） 住基人口（人）	73,744	75,189	76,586

（注）算出に当たっては、各年度1月1日現在の住民基本台帳人口（外国人含む）を用いている。

＜将来負担比率の状況＞　　（令和7年度）

（単位：千円）

$$\text{将来負担比率} = \frac{76{,}230{,}012 - (21{,}802{,}892 + 351{,}013 + 53{,}007{,}363)}{28{,}641{,}117 - 6{,}359{,}373} = \boxed{4.7\ \%}$$

（注）将来負担比率は、小数点以下第2位を切り捨てしている。

＜将来負担比率の推移＞

令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
4.7%	13.9%	27.2%	44.7%	56.2%	69.3%	74.5%

【参考】 類似団体等との比較（令和6年度決算）

総務省令和6年度財政状況資料に基づく。

区分	将来負担比率
兵庫県平均	16.6%
兵庫県内都市平均	17.8%
兵庫県内類似団体(注)（芦屋市）	30.5%

（注）人口及び産業構造等により全国の自治体をグループに分類し、豊岡市と同じグループに属する団体をいう。

4 資金不足比率について

資金不足比率とは、豊岡市の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して算定し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

＜算定式＞

$$資金不足比率 = \frac{資金の不足額}{事業の規模}$$

○水道事業会計［法適用企業］

（単位：千円、%）

区分		令和7年度	令和6年度	令和5年度
資金不足額（＝a-b+c-d+e）	A	△ 2,185,561	△ 2,295,712	△ 2,834,346
流動負債	a	1,329,850	1,296,931	1,193,757
控除企業債等	b	958,909	988,151	997,678
算入地方債	c	－	－	－
流動資産	d	2,556,502	2,604,492	3,030,425
控除財源等	e	－	－	－
事業の規模（営業収益の額）	B	1,650,214	1,819,182	1,798,548
A／B×100		△ 132.44	△ 126.19	△ 157.59
資金不足比率		**－**	**－**	**－**

（注）資金不足が生じていないため、△表示となっている。

○下水道事業会計［法適用企業］

（単位：千円、%）

区分		令和7年度	令和6年度	令和5年度
資金不足額（＝a-b+c-d+e）	A	△ 1,889,626	△ 1,947,839	△ 2,299,495
流動負債	a	4,249,674	5,052,580	5,041,712
控除企業債等	b	3,611,701	3,756,185	3,730,074
算入地方債	c	－	－	－
流動資産	d	2,527,599	3,244,234	3,611,133
控除財源等	e	－	－	－
事業の規模（営業収益の額）	B	1,644,849	1,643,223	1,652,587
A／B×100		△ 114.88	△ 118.53	△ 139.14
資金不足比率		**－**	**－**	**－**

（注）資金不足が生じていないため、△表示となっている。

○太陽光発電事業特別会計［法非適用企業］

（単位：千円、%）

区分		令和7年度	令和6年度	令和5年度
資金不足額（＝a+b-c+d-e）	A	△ 11,062	△ 9,973	△ 4,743
歳出額	a	109,017	100,593	133,064
算入地方債	b	－	－	－
歳入額	c	120,079	110,566	137,807
繰越額	d	－	－	－
未収入特定財源	e	－	－	－
事業の規模（営業収益の額）	B	104,039	100,412	113,537
A／B×100		△ 10.63	△ 9.93	△ 4.17
資金不足比率		**－**	**－**	**－**

（注）資金不足が生じていないため、△表示となっている。

報告第15号

放棄した債権の報告について（一般会計）

豊岡市債権の管理に関する条例（平成26年条例第51号）第13条第１項の規定により別紙のとおり放棄したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

債権放棄調書（都市整備部　建築住宅課）

債権の名称・種類	住宅使用料			私債権
債権放棄年月日	令和８年３月16日			
放棄の根拠規定 （豊岡市債権の管理に関する条例第13条第１項適用規定）	特記事由	人数	件数 （期数）	金額（円）
第１号（生活困窮）		0	0	0
第２号（破産法）		0	0	0
第３号（消滅時効）	生活困窮等	1	6	85,800
第４号（限定承認）		0	0	0
第５号（法的処理後）		0	0	0
第６号（徴収停止後）		0	0	0
合計		1	6	85,800

債権放棄調書（総務部　総務課）

債権の名称・種類	臨時福祉給付金過誤給付返納金			私債権
債権放棄年月日	令和８年３月10日			
放棄の根拠規定 （豊岡市債権の管理に関する条例第13条第１項適用規定）	特記事由	人数	件数 （期数）	金額（円）
第１号（生活困窮）		0	0	0
第２号（破産法）		0	0	0
第３号（消滅時効）	死亡	1	1	10,000
第４号（限定承認）		0	0	0
第５号（法的処理後）		0	0	0
第６号（徴収停止後）		0	0	0
合計		1	1	10,000

債権放棄調書（行政管理部　資産活用課）

債権の名称・種類	土地建物貸付収入			私債権
債権放棄年月日	令和８年３月12日			
放棄の根拠規定 （豊岡市債権の管理に関する条例第13条第１項適用規定）	特記事由	人数	件数 （期数）	金額（円）
第１号（生活困窮）		0	0	0
第２号（破産法）		0	0	0
第３号（消滅時効）		0	0	0
第４号（限定承認）		0	0	0
第５号（法的処理後）		0	0	0
第６号（徴収停止後）	死亡	1	23	181,150
合計		1	23	181,150

債権放棄調書（健康福祉部　社会福祉課）

債権の名称・種類	災害援護資金貸付金			私債権
債権放棄年月日	令和８年３月23日			
放棄の根拠規定 （豊岡市債権の管理に関する条例第13条第１項適用規定）	特記事由	人数	件数 （期数）	金額（円）
第１号（生活困窮）		0	0	0
第２号（破産法）	破産（官報）	1	11	1,274,190
第３号（消滅時効）		0	0	0
第４号（限定承認）		0	0	0
第５号（法的処理後）		0	0	0
第６号（徴収停止後）		0	0	0
合計		1	11	1,274,190

債権放棄調書（健康福祉部　社会福祉課）

債権の名称・種類	自立支援給付費等返還金			非強制徴収公債権
債権放棄年月日	令和７年７月18日			
放棄の根拠規定 （豊岡市債権の管理に関する条例第13条第１項適用規定）	特記事由	人数	件数 （期数）	金額（円）
第１号（生活困窮）		0	0	0
第２号（破産法）	破産（官報）	1	1	73,433
第３号（消滅時効）		0	0	0
第４号（限定承認）		0	0	0
第５号（法的処理後）		0	0	0
第６号（徴収停止後）		0	0	0
合計		1	1	73,433

報告第16号

放棄した債権の報告について（水道事業会計）

豊岡市債権の管理に関する条例（平成26年条例第51号）第13条第１項の規定により別紙のとおり放棄したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

債権放棄調書（上下水道部　水道課）

債権の名称・種類		水道料金			私債権
債権放棄年月日		令和８年３月31日			
放棄の根拠規定 （豊岡市債権の管理に関する条例第13条第１項適用規定）		特記事由	水栓数 （契約数）	件数 （期数）	金額（円）
	第１号（生活困窮）		0	0	0
	第２号（破産法）		0	0	0
	第３号（消滅時効）	※行方不明	7	22	458,070
		※死亡	13	65	310,115
		※破産	4	21	330,572
		※転出	14	75	389,070
	第４号（限定承認）		0	0	0
	第５号（法的処理後）		0	0	0
	第６号（徴収停止後）		0	0	0
合計			38	183	1,487,827

債権放棄調書（上下水道部　水道課）

債権の名称・種類		統合簡水加入金			私債権
債権放棄年月日		令和８年３月31日			
放棄の根拠規定 （豊岡市債権の管理に関する条例第13条第１項適用規定）		特記事由	水栓数 （契約数）	件数 （期数）	金額（円）
	第１号（生活困窮）		0	0	0
	第２号（破産法）		0	0	0
	第３号（消滅時効）	※死亡	4	8	374,000
		※生活困窮等	4	8	559,500
	第４号（限定承認）		0	0	0
	第５号（法的処理後）		0	0	0
	第６号（徴収停止後）		0	0	0
合計			8	16	933,500

債権放棄調書（上下水道部　水道課）

債権の名称・種類	簡水施設損害弁償金		私債権	
債権放棄年月日	令和８年３月31日			
放棄の根拠規定 （豊岡市債権の管理に関する条例第13条第１項適用規定）	特記事由	水栓数 （契約数）	件数 （期数）	金額（円）
第１号（生活困窮）		0	0	0
第２号（破産法）		0	0	0
第３号（消滅時効）	※死亡	1	1	41,000
第４号（限定承認）		0	0	0
第５号（法的処理後）		0	0	0
第６号（徴収停止後）		0	0	0
合計		1	1	41,000

第74号議案

訴えの提起について

旧豊岡清掃センター用地である「豊岡市岩井字本井55番　87㎡」に関して、登記名義人の相続人である相手方に対し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続きを求めて訴えを提起しようとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

記

１　訴訟の相手方

氏　名	住　　所
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]

[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted] [redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted] [redacted] [redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted] [redacted] [redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]

[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted] [redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted] [redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted] [redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]

[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted] [redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted] [redacted] [redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted] [redacted] [redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]

[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]

２　出訴の要旨

⑴　旧豊岡清掃センターの用地「豊岡市岩井字本井55番　87㎡」に関し、用地取得時の旧北但衛生一部事務組合は、相続人の一人と売買契約を締結して、平成２年２月28日に竣工した「豊岡清掃センター」の用地として占有し、以来、20年後の平成22年を経て、平成28年６月１日の供用廃止後、現在においても、旧北但衛生一部事務組合を承継した市が旧豊岡清掃センター用地として占有している。

⑵　当該用地は、当時相続人の一人と売買契約を締結したが、相続人多数により所有権移転登記が未了であると認識している。

⑶　市は、本来、売買を原因とする所有権移転登記手続を求めるべきところ、本件については、相手方に対して、時効を援用し、所有権に基づき、同土地につき、平成２年２月28日時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えを提起しようとするものである。

３　訴訟に関する取扱い

控訴、上告、和解等この訴訟に関するすべての事項の実施については、市長に一任する。

位　置　図

該当地詳細図

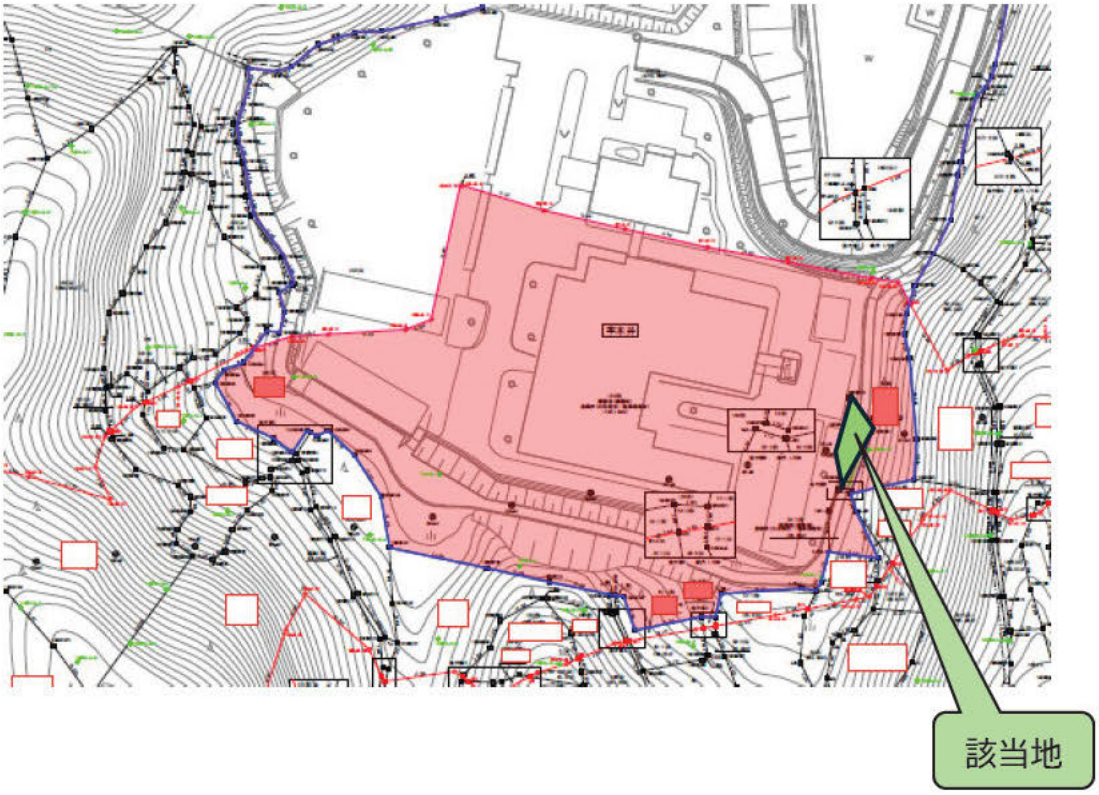

第75号議案

工事請負変更契約の締結について

令和６年３月28日に議決のあった第７号議案にかかる工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門 間 雄 司

記

１	契約の目的	奈佐川栃江橋下部撤去工事
２	契約の金額	272,783,500円 （前契約金額　290,910,400円）
３	契約の相手方	大阪市中央区大手前３丁目１番41号 国土交通省 近畿地方整備局長　小林　賢太郎

（備考）工期限　令和８年10月30日

参考資料

奈佐川栃江橋下部撤去工事の概要
(概要変更なし)

旧橋撤去工（橋台）	２基
旧橋撤去工（橋脚）	３基
仮設工	１式

※入札減等による工事費精査

第76号議案

令和７年度豊岡市水道事業剰余金の処分について

令和７年度豊岡市水道事業剰余金について、下記のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

記

令和７年度豊岡市水道事業未処分利益剰余金721,784,445円のうち、600,000円を豊岡市奨学基金積立金に、103,900,000円を資産維持積立金に積み立て、305,900,000円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

第 77 号議案

令和７年度豊岡市下水道事業剰余金の処分について

令和７年度豊岡市下水道事業剰余金について、下記のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年８月 28 日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

記

令和７年度豊岡市下水道事業未処分利益剰余金 1,803,506,765 円のうち、853,140,994 円を減債積立金に、16,102,850 円を建設改良積立金に積み立て、934,262,921 円を資本金に組み入れるものとする。

第78号議案

豊岡市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

（理由）

基金を充当する対象として、公共施設の機能を一体的に維持するための設備及び備品の整備、維持管理等に要する費用を加えるため。

豊岡市条例第　　号

豊岡市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

豊岡市公共施設整備基金条例（平成29年豊岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

豊岡市公共施設等整備基金条例

第１条を次のように改める。

（設置）

第１条　公共施設（公共の用又は公用に供する建築物を主とする施設をいう。以下同じ。）並びに公共施設の機能を一体的に維持するための設備及び備品の整備、維持管理、除却等に要する財源を確保し、公共施設の機能の維持及び向上並びに財政の健全な運営に資するため、豊岡市公共施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

第３条に次の１項を加える。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第６条中「公共施設の整備、除却等の」を「第１条に規定する目的を達成する」に改める。

附　則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。

豊岡市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例案要綱

1　改正の内容

⑴　題名を「豊岡市公共施設等整備基金条例」に改め、基金を公共施設の機能を一体的に維持するための設備及び備品の整備、維持管理、除却等に要する財源に充てるために必要な規定の整備をすること。（題名、第１条、第６条関係）

⑵　基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができるようにすること。（第３条関係）

2　附則

この条例は、令和８年10月１日から施行すること。

豊岡市公共施設整備基金条例新旧対照表

現行	改正後（案）
豊岡市公共施設整備基金条例	豊岡市公共施設等整備基金条例
（設置）	（設置）
第１条　市が行う公共施設（公共の用又は公用に供する建築物を主とする施設をいう。以下同じ。）の整備、除却等に要する資金に充てるため、豊岡市公共施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。	第１条　公共施設（公共の用又は公用に供する建築物を主とする施設をいう。以下同じ。）並びに公共施設の機能を一体的に維持するための設備及び備品の整備、維持管理、除却等に要する財源を確保し、公共施設の機能の維持及び向上並びに財政の健全な運営に資するため、豊岡市公共施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。
（管理）	（管理）
第３条　略	第３条　略
	２　基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
（処分）	（処分）
第６条　基金は、公共施設の整備、除却等の　　ために必要な費用の財源に充てる場合に限り、処分することができる。	第６条　基金は、第１条に規定する目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

第79号議案

豊岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

（理由）

地方自治法施行規則の改正に伴い、引用する規定の条番号を改めるため。

豊岡市条例第　　号

豊岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年豊岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第21条第２項」を「第18条の３第１項」に改める。

第11条中「第19条第１項第１号ト」を「第18条の３第１項第７号」に改める。

附　則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。

豊岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1　改正の内容

地方自治法施行規則の改正に伴い、引用する規定の条番号を改めること。（第４条、第11条関係）

2　附則

この条例は、令和８年10月１日から施行すること。

豊岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（登録） 第４条　市長は、登録申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例第５条の規定の例により、登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認し、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第21条第２項　　の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、登録を申請する書面に記載されている事項その他必要な事項について審査し、登録するものとする。	（登録） 第４条　市長は、登録申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例第５条の規定の例により、登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認し、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第18条の３第１項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、登録を申請する書面に記載されている事項その他必要な事項について審査し、登録するものとする。
（代理人による申請） 第11条　地方自治法施行規則第19条第１項第１号ト　に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあっては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定による申請をすることができる。この場合において、第３条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）の代理人」と、第４条中「登録申請者から」とあるのは「登録申請者の代理人から」と、第７条第１項並びに第８条第１項及び第２項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えるものとする。	（代理人による申請） 第11条　地方自治法施行規則第18条の３第１項第７号に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあっては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定による申請をすることができる。この場合において、第３条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）の代理人」と、第４条中「登録申請者から」とあるのは「登録申請者の代理人から」と、第７条第１項並びに第８条第１項及び第２項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えるものとする。

第80号議案

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例及び豊岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例及び豊岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

（理由）

出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法及び電気通信事業法の改正を踏まえ、所要の規定の整備を行うため。

豊岡市条例第　　号

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例及び豊岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

（豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正）

第１条　豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年豊岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第２項中「個人番号カードをいう。）」の右に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第16条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加え、「第12条の２第４項第２号ロ」を「第12条の２第４項第３号ロ」に改める。

（豊岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正）

第２条　豊岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成18年豊岡市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「以下同じ。）」の右に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の２第１項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第16条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）」を加える。

第７条中「個人番号カード」の右に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例及び豊岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1　改正の内容

⑴　豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正（第１条関係）

多機能端末機による印鑑登録証明の請求について、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を用いてできるようにすること及び電気通信事業法の改正に伴い、引用する規定の号番号を改めること。（第12条関係）

⑵　豊岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正（第２条関係）

ア　電子情報処理組織を使用して行う申請等において、特定在留カード又は特定特別永住者証明書の利用をもって、署名等に代えることができるようにすること。（第３条関係）

イ　申請等に際し添付することが規定されている書面等について、特定在留カード又は特定特別永住者証明書の利用をもって、添付の省略ができるようにすること。（第７条関係）

2　附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表（第１条関係）

現行	改正後（案）
（印鑑登録証明の請求） 第12条　略 ２　前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この項において「公的個人認証法」という。）第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。） 又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備をいう。）を用いて多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機をいう。）を自ら操作を行うことにより、印鑑登録証明を市長に請求することができる。	（印鑑登録証明の請求） 第12条　略 ２　前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この項において「公的個人認証法」という。）第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第16条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の２第４項第３号ロに規定する移動端末設備をいう。）を用いて多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機をいう。）を自ら操作を行うことにより、印鑑登録証明を市長に請求することができる。

豊岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例新旧対照表（第２条関係）

現行	改正後（案）
（電子情報処理組織による申請等） 第３条　略 ２・３　略 ４　第１項の場合において、市の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。 ５・６　略 （添付書面等の省略） 第７条　市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、当該申請等をす	（電子情報処理組織による申請等） 第３条　略 ２・３　略 ４　第１項の場合において、市の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の２第１項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第16条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。 ５・６　略 （添付書面等の省略） 第７条　市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、当該申請等をす

る者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カード_____の利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととすることができる。	る者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書の利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととすることができる。

第81号議案

豊岡市景観条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

（理由）

景観法の改正に伴い、引用する規定の項番号を改めるため。

豊岡市条例第　　号

豊岡市景観条例の一部を改正する条例

豊岡市景観条例（平成24年豊岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第16条第７項第11号」を「第16条第８項第12号」に改める。

附　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第23号）の施行の日から施行する。

豊岡市景観条例の一部を改正する条例案要綱

1　改正の内容

景観法の改正に伴い、引用する規定の項番号を改めること。（第13条関係）

2　附則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

豊岡市景観条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（届出を要しない行為） 第13条　法第16条第７項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ⑴～⑹　略	（届出を要しない行為） 第13条　法第16条第８項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ⑴～⑹　略

第82号議案

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

（理由）

人事院規則の改正に準じて、災害派遣業務に従事する職員のうち、緊急消防援助隊として市長が著しく危険であると認める区域で従事した消防職員の特殊勤務手当の支給額を引き上げるため。

豊岡市条例第　　号

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年豊岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第９条を次のとおり改める。

（災害派遣業務に従事する職員の特殊勤務手当）

第９条　災害派遣業務に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が地震、津波、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した市外の危険又は著しく困難な生活環境にある市町村に派遣を命じられ、災害復旧業務に従事したときに、その者に対して支給する。

２　前項に規定する特殊勤務手当の額は、従事した日１日につき2,000円とする。

３　前項の規定にかかわらず、消防職員が消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第１項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、市長が著しく危険であると認める区域で同法第44条第１項に規定する消防の応援等の業務に従事したときの特殊勤務手当の額は、従事した日１日につき2,880円とする。

４　前３項の規定により特殊勤務手当を支給するときは、第11条及び第12条に規定する特殊勤務手当は支給しない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例第９条第３項及び第４項の規定は、この条例の施行の日以後に従事する消防の応援等の業務に係る手当の支給について適用し、同日前に従事した消防の応援等の業務に係る手当の支給については、なお従前の例による。

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1　改正の内容

災害派遣業務に従事する職員の特殊勤務手当について、緊急消防援助隊として、市長が著しく危険であると認める区域で従事したときの額を、１日につき2,880円とすること。（第９条関係）

2　附則

⑴　この条例は、令和８年10月１日から施行すること。（附則第１項関係）

⑵　改正後の豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例第９条第３項及び第４項の規定は、この条例の施行の日以後に従事する消防の応援等の業務に係る手当の支給について適用し、同日前に従事した消防の応援等の業務に係る手当の支給については、なお従前の例によること。（附則第２項関係）

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（災害派遣業務に従事する職員の特殊勤務手当） 第９条　災害派遣業務に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が地震、津波、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、被災団体からの派遣要請等に基づき、職務命令により、市外の危険又は著しく困難な生活環境にある関係機関事務所に派遣勤務を命じられ、災害復旧業務に従事したときに、その者に対して支給する。 ２　前項に規定する特殊勤務手当の額は、従事した日１日につき2,000円とする。	（災害派遣業務に従事する職員の特殊勤務手当） 第９条　災害派遣業務に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が地震、津波、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した市外の危険又は著しく困難な生活環境にある市町村に派遣を命じられ、災害復旧業務に従事したときに、その者に対して支給する。 ２　前項に規定する特殊勤務手当の額は、従事した日１日につき2,000円とする。 ３　前項の規定にかかわらず、消防職員が消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第１項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、市長が著しく危険であると認める区域で同法第44条第１項に規定する消防の応援等の業務に従事したときの特殊勤務手当の額は、従事した日１日につき2,880円とする。 ４　前３項の規定により特殊勤務手当を支給するときは、第11条及び第12条に規定する特殊勤務手当は支給しない。

第83号議案

豊岡市下水道条例及び豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市下水道条例及び豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

（理由）

下水道使用料の改定を行うため。

豊岡市条例第　　号

豊岡市下水道条例及び豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（豊岡市下水道条例の一部改正）

第１条　豊岡市下水道条例（平成17年豊岡市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第16条第１項の表中

「

660円
660円
—
１m^3につき　88円
１m^3につき　187円
１m^3につき　214.5円
１m^3につき　242円
１m^3につき　269.5円
１m^3につき　286円
１m^3につき　44円
１m^3につき　183.7円

」

を

「

1,155円
1,155円
1,155円
１m^3につき　99円
１m^3につき　198円
１m^3につき　220円
１m^3につき　247.5円
１m^3につき　275円
１m^3につき　291.5円
１m^3につき　49.5円
１m^3につき　194.7円

」

に改める。

（豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２条　豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第14条第１項の表中

「

660円
１m^3につき　88円
１m^3につき　187円
１m^3につき　214.5円
１m^3につき　242円
１m^3につき　269.5円
１m^3につき　286円

」

を

「

1,155円
１m^3につき　99円
１m^3につき　198円
１m^3につき　220円
１m^3につき　247.5円
１m^3につき　275円
１m^3につき　291.5円

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の豊岡市下水道条例第16条第１項の規定及び第２条の規定による改正後の豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例第14条第１項の規定は、令和９年４月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。この場合において、同日前から同日以後に引き続く使用に係る使用料は、使用者が汚水を日々均等に排除したものとみなし、日割計算により算定する。

豊岡市下水道条例及び豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1　改正の内容

次の条例について、使用料を改定すること。（第１条、第２条関係）

⑴　豊岡市下水道条例（第16条関係）

⑵　豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（第14条関係）

2　附則

⑴　この条例は、令和９年４月１日から施行すること。（附則第１項関係）

⑵　この条例の施行に係る使用料に関する経過措置を定めること。（附則第２項関係）

豊岡市下水道条例新旧対照表（第１条関係）

現行

（使用料の算定方法）

第16条　使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額とする。この場合において、当該使用料の額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

区分		排除汚水量	金額
基本使用料（１月につき）	一般	—	660円
	浴場	—	660円
		—	—
従量使用料（１月につき）	一般	10m³までの分	１m³につき　88円
		10m³を超え30m³までの分	１m³につき　187円
		30m³を超え50m³までの分	１m³につき　214.5円
		50m³を超え100m³までの分	１m³につき　242円
		100m³を超え500m³までの分	１m³につき　269.5円
		500m³を超える分	１m³につき　286円
	浴場	—	１m³につき　44円
		—	１m³につき　183.7円
備考　略			

２・３　略

改正後（案）

（使用料の算定方法）

第16条　使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額とする。この場合において、当該使用料の額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

区分		排除汚水量	金額
基本使用料（１月につき）	一般	—	1,155円
	浴場	—	1,155円
		—	1,155円
従量使用料（１月につき）	一般	10m³までの分	１m³につき　99円
		10m³を超え30m³までの分	１m³につき　198円
		30m³を超え50m³までの分	１m³につき　220円
		50m³を超え100m³までの分	１m³につき　247.5円
		100m³を超え500m³までの分	１m³につき　275円
		500m³を超える分	１m³につき　291.5円
	浴場	—	１m³につき　49.5円
		—	１m³につき　194.7円
備考　略			

２・３　略

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第２条関係）

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>
（使用料の算出方法）
第14条　使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額とする。この場合において、当該使用料の額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
<table>
<tr><th>区分</th><th>排除汚水量</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>基本使用料（１月につき）</td><td>―</td><td>660円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">従量使用料（１月につき）</td><td>10m³までの分</td><td>１m³につき　88円</td></tr>
<tr><td>10m³を超え30m³までの分</td><td>１m³につき　187円</td></tr>
<tr><td>30m³を超え50m³までの分</td><td>１m³につき　214.5円</td></tr>
<tr><td>50m³を超え100m³までの分</td><td>１m³につき　242円</td></tr>
<tr><td>100m³を超え500m³までの分</td><td>１m³につき　269.5円</td></tr>
<tr><td>500m³を超える分</td><td>１m³につき　286円</td></tr>
</table>
２・３　略
</td><td>
（使用料の算出方法）
第14条　使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額とする。この場合において、当該使用料の額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
<table>
<tr><th>区分</th><th>排除汚水量</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>基本使用料（１月につき）</td><td>―</td><td>1,155円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">従量使用料（１月につき）</td><td>10m³までの分</td><td>１m³につき　99円</td></tr>
<tr><td>10m³を超え30m³までの分</td><td>１m³につき　198円</td></tr>
<tr><td>30m³を超え50m³までの分</td><td>１m³につき　220円</td></tr>
<tr><td>50m³を超え100m³までの分</td><td>１m³につき　247.5円</td></tr>
<tr><td>100m³を超え500m³までの分</td><td>１m³につき　275円</td></tr>
<tr><td>500m³を超える分</td><td>１m³につき　291.5円</td></tr>
</table>
２・３　略
</td></tr>
</table>

第84号議案

令和８年度豊岡市一般会計補正予算（第３号）

令和８年度豊岡市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,302,877千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,435,867千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表地方債補正」による。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 市税		9,918,036	200,000	10,118,036
	1.市民税	4,101,000	200,000	4,301,000
12. 地方交付税		17,220,000	613,235	17,833,235
	1.地方交付税	17,220,000	613,235	17,833,235
16. 国庫支出金		5,753,361	126,562	5,879,923
	1.国庫負担金	3,503,424	369	3,503,793
	2.国庫補助金	2,197,902	126,193	2,324,095
17. 県支出金		3,507,720	6,141	3,513,861
	1.県負担金	1,867,529	1,757	1,869,286
	2.県補助金	1,456,013	3,267	1,459,280
	3.委託金	184,178	1,117	185,295
18. 財産収入		211,534	9,280	220,814
	2.財産売払収入	61,516	9,280	70,796
20. 繰入金		5,763,797	△390,230	5,373,567
	1.特別会計繰入金	33,406	159,958	193,364
	2.基金繰入金	5,730,391	△550,188	5,180,203
21. 繰越金		1	699,411	699,412
	1.繰越金	1	699,411	699,412
22. 諸収入		1,769,885	16,478	1,786,363
	5.雑入	1,194,748	16,478	1,211,226
23. 市債		2,286,400	22,000	2,308,400
	1.市債	2,286,400	22,000	2,308,400
歳入合計		52,132,990	1,302,877	53,435,867

一般会計

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 議　会　費		251,106	△2,861	248,245
	1. 議　会　費	251,106	△2,861	248,245
2. 総　務　費		8,400,382	620,377	9,020,759
	1. 総　務　管　理　費	7,598,476	565,254	8,163,730
	2. 徴　税　費	474,267	△22,502	451,765
	3. 戸籍住民基本台帳費	273,496	75,748	349,244
	4. 選　挙　費	22,365	2,115	24,480
	6. 監　査　委　員　費	26,550	△238	26,312
3. 民　生　費		15,334,938	64,974	15,399,912
	1. 社　会　福　祉　費	4,852,987	22,771	4,875,758
	2. 老　人　福　祉　費	3,581,813	42,477	3,624,290
	3. 児　童　福　祉　費	5,836,202	△26,935	5,809,267
	4. 生　活　保　護　費	1,063,936	26,661	1,090,597
4. 衛　生　費		8,294,765	166,793	8,461,558
	1. 保　健　衛　生　費	6,619,672	172,536	6,792,208
	2. 清　掃　費	1,675,093	△5,743	1,669,350
6. 農林水産業費		1,699,463	14,523	1,713,986
	1. 農　業　費	1,389,332	△10,855	1,378,477
	2. 林　業　費	273,285	28,571	301,856
	3. 水　産　業　費	36,846	△3,193	33,653
7. 商　工　費		1,300,701	△43,716	1,256,985
	1. 商　工　費	1,300,701	△43,716	1,256,985
8. 土　木　費		5,311,777	△45,130	5,266,647
	1. 土　木　管　理　費	506,009	△6,341	499,668
	2. 道路橋りょう費	1,571,223	5,240	1,576,463
	5. 都　市　計　画　費	2,848,519	△40,293	2,808,226
	6. 住　宅　費	286,729	△3,736	282,993
9. 消　防　費		2,137,638	△2,595	2,135,043

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	1.消　防　費	2,137,638	△2,595	2,135,043
10.　教　育　費		4,216,998	△200	4,216,798
	1.教　育　総　務　費	1,084,318	5,232	1,089,550
	2.小　学　校　費	678,846	180	679,026
	3.中　学　校　費	301,769	199	301,968
	4.幼　稚　園　費	212,237	1,058	213,295
	5.社　会　教　育　費	889,857	△39,176	850,681
	6.保　健　体　育　費	1,049,971	32,307	1,082,278
12.　公　債　費		5,057,681	530,712	5,588,393
	1.公　債　費	5,057,681	530,712	5,588,393
歳　出　合　計		52,132,990	1,302,877	53,435,867

第２表　債務負担行為補正

追　加　　（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
有償旅客運送運行管理業務	令和９年度から 令和11年度まで	212,730
自治体情報システム標準化業務 （　第　１　期　）	令和９年度	297,528
県議会議員選挙業務	令和９年度	14,787
豊岡農業スクール開校事業	令和９年度	9,410
豊かな海づくり資金利子補給事業 （令和８年度事業分）	令和９年度から 令和15年度まで	4,332
中心市街地活性化事業	令和９年度	3,498
通学バス運行管理業務	令和９年度から 令和11年度まで	332,220
城崎ボートセンター常設桟橋 更新事業	令和９年度	33,000
植村直己冒険館機能強化 改修運営事業 （令和８年度追加分）	令和９年度から 令和18年度まで	20,927
計		928,432

第 3 表　地方債補正

変　更　　（単位 千円）

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
保健体育施設整備事業費 〔城崎ボートセンター〕	33,200 〔5,700〕	55,200 〔27,700〕
計	2,286,400	2,308,400

令和８年度豊岡市一般会計補正予算（第３号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1．総　括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
1. 市税	9,918,036	200,000	10,118,036
12. 地方交付税	17,220,000	613,235	17,833,235
16. 国庫支出金	5,753,361	126,562	5,879,923
17. 県支出金	3,507,720	6,141	3,513,861
18. 財産収入	211,534	9,280	220,814
20. 繰入金	5,763,797	△390,230	5,373,567
21. 繰越金	1	699,411	699,412
22. 諸収入	1,769,885	16,478	1,786,363
23. 市債	2,286,400	22,000	2,308,400
歳入合計	52,132,990	1,302,877	53,435,867

一般会計

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
1. 議会費	251,106	△2,861	248,245
2. 総務費	8,400,382	620,377	9,020,759
3. 民生費	15,334,938	64,974	15,399,912
4. 衛生費	8,294,765	166,793	8,461,558
6. 農林水産業費	1,699,463	14,523	1,713,986
7. 商工費	1,300,701	△43,716	1,256,985
8. 土木費	5,311,777	△45,130	5,266,647
9. 消防費	2,137,638	△2,595	2,135,043
10. 教育費	4,216,998	△200	4,216,798
12. 公債費	5,057,681	530,712	5,588,393
歳出合計	52,132,990	1,302,877	53,435,867

（単位　千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			△2,861
4,164		11,273	604,940
42,106		148,897	△126,029
85,130		20,588	61,075
57			14,466
			△43,716
			△45,130
			△2,595
1,246	22,000	4,958	△28,404
			530,712
132,703	22,000	185,716	962,458

2. 歳　　入

(款) 1. 市税　　(項) 1. 市民税

目	補正前の額	補正額	計
1. 個人	3,510,000	200,000	3,710,000
計	4,101,000	200,000	4,301,000

(款) 12. 地方交付税　　(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	17,220,000	613,235	17,833,235
計	17,220,000	613,235	17,833,235

(款) 16. 国庫支出金　　(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費国庫負担金	3,500,939	369	3,501,308
計	3,503,424	369	3,503,793

(款) 16. 国庫支出金　　(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	132,662	2,021	134,683
2. 民生費国庫補助金	1,334,055	36,518	1,370,573
8. 教育費国庫補助金	52,317	2,524	54,841
21. 地方創生臨時交付金	74,870	85,130	160,000
計	2,197,902	126,193	2,324,095

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
1. 現 年 課 税 分	200,000	現年課税分　200,000

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
1. 地 方 交 付 税	613,235	普通交付税　613,235

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
3. 児童福祉費負担金	369	児童手当負担金（過年度分）　369

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
1. 総務管理費補助金	2,021	「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト事業費補助金　2,021
1. 社会福祉費補助金	5,621	地域診療情報連携推進事業費補助金　5,621
2. 老人福祉費補助金	30,246	地域介護・福祉空間整備等交付金　30,246
3. 児童福祉費補助金	651	放課後児童健全育成事業費補助金　351 病児・病後児保育事業費補助金　300
1. 教育総務費補助金	2,524	教育支援体制整備事業費補助金　2,524
1. 地方創生臨時交付金	85,130	地方創生臨時交付金　85,130

(款) 17. 県支出金　　(項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県負担金	1,860,036	1,757	1,861,793
計	1,867,529	1,757	1,869,286

(款) 17. 県支出金　　(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費県補助金	54,134	1,170	55,304
2. 民生費県補助金	358,345	2,040	360,385
5. 農林水産業費県補助金	667,016	57	667,073
計	1,456,013	3,267	1,459,280

(款) 17. 県支出金　　(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	132,211	973	133,184
2. 民生費委託金	195	144	339
計	184,178	1,117	185,295

(款) 18. 財産収入　　(項) 2. 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 不動産売払収入	56,620	9,280	65,900
計	61,516	9,280	70,796

（単位　千円）

節		説　　明	
区　　分	金　額		
1. 社会福祉費負担金	1,072	自立支援医療費負担金（過年度分）	1,072
2. 老人福祉費負担金	11	低所得者保険料軽減負担金（過年度分）	11
4. 生活保護費負担金	674	生活保護費負担金（過年度分）	674

（単位　千円）

節		説　　明	
区　　分	金　額		
1. 総務管理費補助金	1,170	住宅用太陽光発電設備等導入事業費補助金	1,170
1. 社会福祉費補助金	1,389	高齢重度障害者医療費助成事業費補助金（過年度分） こども医療費助成事業費補助金（過年度分）	5 1,384
3. 児童福祉費補助金	651	放課後児童健全育成事業費補助金 病児・病後児保育事業費補助金	351 300
1. 農業費補助金	57	中山間地域等直接支払交付金	57

（単位　千円）

節		説　　明	
区　　分	金　額		
4. 選挙費委託金	973	兵庫県議会議員選挙事務委託金	973
1. 社会福祉費委託金	144	生活のしづらさに関する調査事務委託金	144

（単位　千円）

節		説　　明	
区　　分	金　額		
4. 土地建物売払収入	9,280	土地建物売払収入	9,280

(款) 20. 繰入金　　(項) 1. 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険事業特別会計繰入金	0	21,391	21,391
3. 介護保険事業特別会計繰入金	0	109,329	109,329
4. 診療所事業特別会計繰入金	0	20,588	20,588
8. 水道事業会計繰入金	0	600	600
20. 後期高齢者医療事業特別会計繰入金	0	8,050	8,050
計	33,406	159,958	193,364

(款) 20. 繰入金　　(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	2,805,907	△572,414	2,233,493
19. 森林環境基金繰入金	0	22,226	22,226
計	5,730,391	△550,188	5,180,203

(款) 21. 繰越金　　(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	699,411	699,412
計	1	699,411	699,412

(款) 22. 諸収入　　(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	1,194,195	16,478	1,210,673

（単位　千円）

節		説明	
区分	金額		
1. 国民健康保険事業特別会計繰入金	21,391	国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰入金 国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰入金	12,416 8,975
1. 介護保険事業特別会計繰入金	109,329	介護保険事業特別会計繰入金	109,329
1. 診療所事業特別会計繰入金	20,588	診療所事業特別会計繰入金	20,588
1. 水道事業会計繰入金	600	水道事業会計繰入金	600
1. 後期高齢者医療事業特別会計繰入金	8,050	後期高齢者医療事業特別会計繰入金	8,050

（単位　千円）

節		説明	
区分	金額		
1. 財政調整基金繰入金	△572,414	財政調整基金繰入金	△572,414
1. 森林環境基金繰入金	22,226	森林環境基金繰入金	22,226

（単位　千円）

節		説明	
区分	金額		
1. 前年度繰越金	699,411	前年度繰越金	699,411

（単位　千円）

節		説明	
区分	金額		
3. 雑入	16,478	頒布代 　日本・モンゴル民族博物館グッズ 受益者負担金 　国際交流員住宅費 利用者負担金	1,958 1,958 92 92 601

(款)22. 諸収入　　(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
(雑入)			
計	1,194,748	16,478	1,211,226

(款)23. 市債　　(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
10. 教育債	180,600	22,000	202,600
計	2,286,400	22,000	2,308,400

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
（雑　　入）		生活管理指導短期宿泊事業　601 事業負担金　1,301 貨客混載実証運行事業負担金　1,301 補助金・交付金　9,526 デジタル基盤改革支援補助金　9,526 事業助成金　3,000 永楽館自主事業助成金　3,000

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
6. 保　健　体　育　債	22,000	保健体育施設整備事業債　22,000 城崎ボートセンター　22,000

3. 歳　　出

（款）1. 議会費　　（項）1. 議会費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議　会　費	251,106	△2,861	248,245				△2,861
計	251,106	△2,861	248,245				△2,861

（款）2. 総務費　　（項）1. 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	2,179,585	90,029	2,269,614				90,029

一般会計

（単位　千円）

節		説明	
区分	金額		
2. 給料	△251	人件費	△2,861
3. 職員手当等	2	一般職給	△251
4. 共済費	△2,612	一般職員	△3,036
		会計年度任用職員（フルタイム）	2,785
		地域手当	△9
		通勤手当	336
		時間外勤務手当	300
		期末手当	△317
		勤勉手当	△308
		共済組合負担金	△971
		議員共済組合負担金	△1,995
		健保、厚生年金保険料	354

（単位　千円）

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	△10,528	人件費	72,218
2. 給料	48,076	委員報酬	178
3. 職員手当等	32,845	行財政改革委員会委員	178
4. 共済費	8,837	会計年度任用職員報酬	△10,706
8. 旅費	548	パートタイム職員	△10,291
12. 委託料	3,000	パートタイム職員（地域手当相当額）	△415
18. 負担金、補助及び交付金	△7,012	一般職給	48,076
22. 償還金、利子及び割引料	14,263	一般職員	44,698
		会計年度任用職員（フルタイム）	3,378
		扶養手当	2,887
		地域手当	2,057
		住居手当	242
		通勤手当	2,595
		時間外勤務手当	4,218
		管理職手当	△303
		期末手当	10,350
		勤勉手当	8,204
		児童手当	2,595
		共済組合負担金	5,792
		雇用保険料	1,850
		健保、厚生年金保険料	△822
		労災保険料	2,017
		負担金	△7,012
		退職手当組合	△6,912
		職員互助会	△100
		一般管理費　【財政課】	14,263
		国県負担金等精算返納金	14,263
		国庫補助金返納金	14,263

（款）2. 総務費　　（項）1. 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
（一般管理費）							
5. 財産管理費	1,603,499	472,951	2,076,450			9,880	463,071
8. 公共交通対策費	522,141	4,882	527,023	2,021		1,301	1,560
9. 環境政策推進費	315,664	△1,278	314,386	1,170			△2,448

（単位　千円）

節		説明
区分	金額	
		行革推進事業費　【ＤＸ・行財政改革推進課】 3,548 費用弁償 548 業務委託料 3,000 行政評価・経営課題ワーキンググループ運営支援業務
10. 需用費	761	基金管理費　【財政課・環境経済課・林務水産課・教育総務課・但東地域振興課】 472,055 財政調整基金積立金 170,000 市債管理基金積立金 279,666 奨学基金積立金 600 地域振興基金積立金 12,812 公共施設整備基金積立金 9,280 森林環境基金積立金 △303 財産管理費　【竹野地域振興課】 896 光熱水費 711 修繕料 50 手数料 6 保守点検委託料 33 消防設備保守点検 業務委託料 96 特定建築物定期検査報告書作成業務
11. 役務費	6	
12. 委託料	129	
24. 積立金	472,055	
3. 職員手当等	680	人件費 680 時間外勤務手当 680 バス交通対策事業費　【経営企画課】 4,202 燃料費 89 事業委託料 1,998 公共交通支援事業 自動車借上料 1,515 賠償金 600 損害賠償金 600
10. 需用費	89	
12. 委託料	1,998	
13. 使用料及び賃借料	1,515	
21. 補償、補填及び賠償金	600	
1. 報酬	△2,102	人件費 △2,448 会計年度任用職員報酬 △2,102 パートタイム職員 △2,191 パートタイム職員（地域手当相当額） 89 一般職給 384 一般職員 384 扶養手当 147 住居手当 △633 通勤手当 12 期末手当 △161 勤勉手当 83 児童手当 120 共済組合負担金 △52 健保、厚生年金保険料 △246 太陽光発電システム導入補助事業費　【コウノトリ共生課】 1,170 補助金 1,170 自家消費型住宅用太陽光発電システム等 1,170
2. 給料	384	
3. 職員手当等	△432	
4. 共済費	△298	
18. 負担金、補助及び交付金	1,170	

（款）2. 総務費　　（項）1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10. コウノトリ野生復帰推進事業費	103,966	△338	103,628				△338
11. 情報管理費	322,425	△1,608	320,817				△1,608
17. 但東振興局費	27,764	253	28,017				253
21. 交通安全対策費	7,568	108	7,676				108
32. 地域コミュニティ推進費	413,756	△162	413,594				△162
34. 地方創生推進事業費	680,659	417	681,076			92	325
計	7,598,476	565,254	8,163,730	3,191		11,273	550,790

（款）2. 総務費　　（項）2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 税務総務費	326,932	△20,627	306,305				△20,627

（単位　千円）

節 区分	金額	説明	
3. 職員手当等	△671	人件費	△888
		扶養手当	△468
4. 共済費	△217	住居手当	654
		通勤手当	△125
10. 需用費	550	期末手当	△132
		児童手当	△600
		共済組合負担金	△217
		ハチゴロウの戸島湿地管理費　【コウノトリ共生課】	550
		修繕料	550
2. 給料	△343	人件費	△1,608
		一般職給	△343
3. 職員手当等	△1,046	一般職員	△343
		扶養手当	△468
4. 共済費	△219	住居手当	336
		通勤手当	△63
		期末手当	△183
		勤勉手当	△68
		児童手当	△600
		共済組合負担金	△219
12. 委託料	253	但東振興局プロジェクト事業費　【但東地域振興課】	253
		業務委託料	253
		空き家対策パンフレット制作業務	
4. 共済費	108	人件費	108
		共済組合負担金	108
4. 共済費	△162	人件費	△162
		共済組合負担金	△162
13. 使用料及び賃借料	417	海外戦略推進事業費　【観光政策課】	417
		住宅使用料	417

（単位　千円）

節 区分	金額	説明	
1. 報酬	2,207	人件費	△20,627
		会計年度任用職員報酬	2,207
2. 給料	△12,386	パートタイム職員	2,122
		パートタイム職員（地域手当相当額）	85
3. 職員手当等	△6,115	一般職給	△12,386
		一般職員	△12,386
4. 共済費	△4,333	扶養手当	△546

（款）2. 総務費　　（項）2. 徴税費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
（税務総務費）							
2. 賦課徴収費	147,335	△1,875	145,460				△1,875
計	474,267	△22,502	451,765				△22,502

（款）2. 総務費　　（項）3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 戸籍住民基本台帳費	273,496	75,748	349,244				75,748
計	273,496	75,748	349,244				75,748

（単位　千円）

節		説明
区分	金額	
		地域手当 △504 住居手当 △1,731 通勤手当 880 管理職手当 302 期末手当 △2,379 勤勉手当 △1,897 児童手当 △240 共済組合負担金 △4,636 健保、厚生年金保険料 303
12. 委託料	△2,134	賦課徴収事務費　【税務課】 △1,875 業務委託料 △2,134 システム設定業務
18. 負担金、補助及び交付金	259	負担金 259 軽自動車税環境性能割徴収取扱費 210 地方税共同機構 49

（単位　千円）

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	76	人件費 75,748 会計年度任用職員報酬 76 パートタイム職員 76
2. 給料	38,526	一般職給 38,526 一般職員 38,526
3. 職員手当等	24,777	扶養手当 900 地域手当 1,593 住居手当 △966 通勤手当 2,041 時間外勤務手当 3,593 管理職手当 392 期末手当 9,052 勤勉手当 7,312 児童手当 860 共済組合負担金 12,298 健保、厚生年金保険料 71
4. 共済費	12,369	

（款）2. 総務費　　（項）4. 選挙費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 選挙管理委員会費	17,304	526	17,830				526
8. 県議会議員選挙費	5,061	1,589	6,650	973			616
計	22,365	2,115	24,480	973			1,142

（款）2. 総務費　　（項）6. 監査委員費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 監査委員費	26,550	△238	26,312				△238
計	26,550	△238	26,312				△238

（款）3. 民生費　　（項）1. 社会福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会福祉総務費	1,246,079	△54,829	1,191,250			30,917	△85,746

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
2. 給　　料	△212	人件費　526 一般職給　△212 一般職員　△212 扶養手当　216 住居手当　306 通勤手当　96 児童手当　120
3. 職員手当等	738	
3. 職員手当等	616	人件費　616 時間外勤務手当　616 県議会議員選挙費　【選挙管理委員会事務局】　973 修繕料　973
10. 需　用　費	973	

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
2. 給　　料	△260	人件費　△238 一般職給　△260 一般職員　△260 通勤手当　219 期末手当　△107 勤勉手当　△90
3. 職員手当等	22	

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
2. 給　　料	△17,167	人件費　△35,940 一般職給　△17,167 一般職員　△17,167 扶養手当　△996 地域手当　△767 通勤手当　△302 時間外勤務手当　△8 管理職手当　△1,057 期末手当　△4,498
3. 職員手当等	△12,472	
4. 共　済　費	△6,301	
22. 償還金、利子及び割引料	23	

（款）3. 民生費　　（項）1. 社会福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
（社会福祉総務費）							
2. 身体障害者福祉費	10,710	144	10,854	144			
3. 知的障害者福祉費	45,360	1,428	46,788				1,428
4. 精神障害者福祉費	53,403	35	53,438				35
9. 国民年金事務費	4,567	4,187	8,754				4,187
10. 医療費助成事業費	446,407	17,302	463,709	7,010			10,292

一般会計

（単位　千円）

節 区分	金額	説明	
27. 繰出金	△18,912	勤勉手当	△3,624
		児童手当	△1,220
		共済組合負担金	△6,301
		特別障害者手当等運営対策事業費　【社会福祉課】	23
		国県負担金等精算返納金	23
		国庫負担金返納金	23
		国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金　【国保・年金課】	△18,912
		国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	△18,912
1. 報酬	105	人件費	105
		調査員報酬	105
10. 需用費	27	身体障害者福祉事業費　【社会福祉課】	39
		消耗品費	27
11. 役務費	12	通信運搬費	12
14. 工事請負費	1,428	北但広域療育センター管理費　【社会福祉課】	1,428
		補修工事費	1,428
		北但広域療育センター	
22. 償還金、利子及び割引料	35	ひきこもり対策事業費　【社会福祉課】	35
		国県負担金等精算返納金	35
		国庫補助金返納金	35
1. 報酬	2,599	人件費	4,187
		会計年度任用職員報酬	2,599
3. 職員手当等	1,008	パートタイム職員	2,499
		パートタイム職員（地域手当相当額）	100
4. 共済費	580	期末手当	547
		勤勉手当	461
		共済組合負担金	233
		健保、厚生年金保険料	347
3. 職員手当等	660	人件費	660
		時間外勤務手当	660
12. 委託料	11,242	高齢期移行助成事業費　【国保・年金課】	60
		国県負担金等精算返納金	60
22. 償還金、利子及び割引料	5,400	県補助金返納金	60
		重度障害者医療費助成事業費　【国保・年金課】	2,836
		国県負担金等精算返納金	2,836
		県補助金返納金	2,836
		乳幼児等医療費助成事業費　【国保・年金課】	1,819
		国県負担金等精算返納金	1,819
		県補助金返納金	1,819
		母子家庭等医療費助成事業費　【国保・年金課】	257
		国県負担金等精算返納金	257
		県補助金返納金	257
		高齢重度障害者医療費助成事業費　【国保・年金課】	366
		国県負担金等精算返納金	366
		県補助金返納金	366
		こども医療費助成事業費　【国保・年金課】	11,304
		業務委託料	11,242
		基幹システム改修業務	

（款）3. 民生費　　（項）1. 社会福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
（医療費助成事業費）							
15. 障害者総合支援事業費	2,883,232	54,375	2,937,607	1,072			53,303
16. 生活困窮者自立支援事業費	22,692	129	22,821				129
計	4,852,987	22,771	4,875,758	8,226		30,917	△16,372

（款）3. 民生費　　（項）2. 老人福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 老人福祉総務費	3,278,525	10,614	3,289,139	11		117,379	△106,776
2. 老人福祉事業費	121,093	1,617	122,710			601	1,016

（単位　千円）

節		説明
区分	金額	
		国県負担金等精算返納金　62 県補助金返納金　62
22. 償還金、利子及び割引料	54,375	障害者（児）自立支援給付事業費　【社会福祉課】　52,319 国県負担金等精算返納金　52,319 国庫負担金返納金　34,879 県負担金返納金　17,440 障害者（児）医療給付事業費　【社会福祉課】　2,056 国県負担金等精算返納金　2,056 国庫負担金返納金　2,056
22. 償還金、利子及び割引料	129	自立相談支援事業費　【社会福祉課】　2 国県負担金等精算返納金　2 国庫負担金返納金　2 居住支援事業費　【社会福祉課】　127 国県負担金等精算返納金　127 国庫補助金返納金　127

（単位　千円）

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	711	人件費　6,327 会計年度任用職員報酬　711 パートタイム職員　711 一般職給　2,947 一般職員　2,947 地域手当　118 住居手当　△300 通勤手当　130 期末手当　908 勤勉手当　851 共済組合負担金　889 健保、厚生年金保険料　73 老人福祉総務費　【介護保険課】　2,593 国県負担金等精算返納金　2,593 国庫負担金返納金　2,593 後期高齢者医療事業特別会計繰出金　【国保・年金課】　1,694 後期高齢者医療事業特別会計繰出金　1,694
2. 給料	2,947	
3. 職員手当等	1,707	
4. 共済費	962	
22. 償還金、利子及び割引料	2,593	
27. 繰出金	1,694	
12. 委託料	1,617	生活管理指導短期宿泊事業費　【高齢者支援課】　1,617 事業委託料　1,617 生活管理指導短期宿泊事業

（款）3. 民生費　　（項）2. 老人福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 老人福祉施設整備費	0	30,246	30,246	30,246			
計	3,581,813	42,477	3,624,290	30,257		117,980	△105,760

（款）3. 民生費　　（項）3. 児童福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費	2,067,162	43,247	2,110,409	1,647			41,600

（単位　千円）

節		説明	
区分	金額		
18. 負担金、補助及び交付金	30,246	民間老人福祉施設助成事業費　【介護保険課】	30,246
		交付金	30,246
		地域介護・福祉空間整備等交付金	30,246

（単位　千円）

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	1,611	人件費	△3,544
		会計年度任用職員報酬	1,611
2. 給料	△3,193	パートタイム職員	1,549
		パートタイム職員（地域手当相当額）	62
3. 職員手当等	△698	一般職給	△3,193
		一般職員	△3,193
4. 共済費	△1,264	扶養手当	△258
		地域手当	△138
22. 償還金、利子及び割引料	46,791	通勤手当	1,178
		期末手当	△885
		勤勉手当	△835
		児童手当	240
		共済組合負担金	△1,134
		健保、厚生年金保険料	△130
		児童福祉総務費　【幼児育成課】	45,437
		国県負担金等精算返納金	45,437
		国庫補助金返納金	27,133
		県負担金返納金	18,304
		児童扶養手当給付事業費　【こども支援課】	194
		国県負担金等精算返納金	194
		国庫負担金返納金	194
		児童手当給付事業費　【国保・年金課】	398
		国県負担金等精算返納金	398
		県負担金返納金	70
		国庫負担金返納金	328
		こどもセンター運営事業費　【こども支援課】	38
		国県負担金等精算返納金	38
		国庫補助金返納金	38
		生活困窮世帯等子どもの学習支援事業費　【こども支援課】	245
		国県負担金等精算返納金	245
		国庫補助金返納金	245
		子育て世帯訪問支援事業費　【こども支援課】	479
		国県負担金等精算返納金	479
		国庫補助金返納金	479

（款）3. 民生費　　（項）3. 児童福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 放課後児童クラブ運営費	369,995	3,370	373,365	702			2,668
5. 公立園費	860,683	△80,221	780,462	600			△80,821
6. 母子・父子福祉費	29,442	6,669	36,111				6,669
計	5,836,202	△26,935	5,809,267	2,949			△29,884

一般会計

（単位　千円）

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	1,586	人件費	2,316
		会計年度任用職員報酬	1,586
3. 職員手当等	737	パートタイム職員	1,524
		パートタイム職員（地域手当相当額）	62
4. 共済費	△7	通勤手当	141
		期末手当	324
12. 委託料	1,054	勤勉手当	272
		共済組合負担金	△244
		健保、厚生年金保険料	237
		放課後児童健全育成事業費　【幼児育成課】	1,054
		事業委託料	1,054
		放課後児童クラブ運営事業	
1. 報酬	△5,115	人件費	△81,122
		会計年度任用職員報酬	△5,115
2. 給料	△39,857	パートタイム職員	△4,917
		パートタイム職員（地域手当相当額）	△198
3. 職員手当等	△20,728	一般職給	△39,857
		一般職員	△18,578
4. 共済費	△15,422	会計年度任用職員（フルタイム）	△21,279
		扶養手当	312
12. 委託料	901	地域手当	△1,239
		住居手当	△1,421
		通勤手当	△1,152
		期末手当	△9,015
		勤勉手当	△8,528
		児童手当	315
		共済組合負担金	△7,180
		健保、厚生年金保険料	△2,607
		学校共済組合負担金	△5,635
		病児・病後児保育事業費　【幼児育成課】	901
		事業委託料	901
		病児・病後児保育事業	
2. 給料	1,261	人件費	3,216
		一般職給	1,261
3. 職員手当等	1,434	一般職員	1,261
		地域手当	73
4. 共済費	521	通勤手当	350
		管理職手当	574
22. 償還金、利子及び割引料	3,453	期末手当	328
		勤勉手当	109
		共済組合負担金	521
		母子・父子福祉事業費　【こども支援課】	856
		国県負担金等精算返納金	856
		国庫補助金返納金	856
		母子生活支援施設措置事業費　【こども支援課】	2,597
		国県負担金等精算返納金	2,597
		国庫負担金返納金	1,731
		県負担金返納金	866

（款）3. 民生費　　（項）4. 生活保護費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 生活保護総務費	64,221	△1,851	62,370				△1,851
2. 扶助費	999,715	28,512	1,028,227	674			27,838
計	1,063,936	26,661	1,090,597	674			25,987

（款）4. 衛生費　　（項）1. 保健衛生費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健衛生総務費	536,064	△7,002	529,062				△7,002
2. 生涯健康推進費	293,108	1,004	294,112				1,004
3. 予防費	299,127	1,567	300,694				1,567

（単位　千円）

節 区分	金額	説明	
2. 給料	△398	人件費	△1,875
		一般職給	△398
3. 職員手当等	△984	一般職員	△398
		扶養手当	△312
4. 共済費	△493	通勤手当	△72
		期末手当	△194
22. 償還金、利子及び割引料	24	勤勉手当	△106
		児童手当	△300
		共済組合負担金	△493
		生活保護適正実施推進事業費　【社会福祉課】	24
		国県負担金等精算返納金	24
		国庫補助金返納金	24
22. 償還金、利子及び割引料	28,512	生活保護措置費　【社会福祉課】	28,512
		国県負担金等精算返納金	28,512
		国庫負担金返納金	28,512

（単位　千円）

節 区分	金額	説明	
1. 報酬	5,640	人件費	△7,002
		会計年度任用職員報酬	5,640
2. 給料	△8,348	パートタイム職員	5,422
		パートタイム職員（地域手当相当額）	218
3. 職員手当等	△2,154	一般職給	△8,348
		一般職員	△8,348
4. 共済費	△2,140	扶養手当	400
		地域手当	△339
		住居手当	△274
		通勤手当	718
		管理職手当	△574
		期末手当	△1,082
		勤勉手当	△1,483
		児童手当	480
		共済組合負担金	△2,790
		健保、厚生年金保険料	650
22. 償還金、利子及び割引料	1,004	母子保健事業費　【国保・年金課】	1,004
		国県負担金等精算返納金	1,004
		国庫負担金返納金	656
		県負担金返納金	348
12. 委託料	1,557	予防接種事業費　【健康増進課】	1,567
		業務委託料	1,557

（款）4. 衛生費　　（項）1. 保健衛生費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
（予　防　費）							
4. 環境衛生費	26,433	813	27,246				813
7. 火葬場費	37,148	2,830	39,978				2,830
9. 診療所費	135,357	0	135,357			20,588	△20,588
10. 水道費	379,296	173,324	552,620	85,130			88,194
計	6,619,672	172,536	6,792,208	85,130		20,588	66,818

（款）4. 衛生費　　（項）2. 清掃費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 清掃総務費	33,142	△5,743	27,399				△5,743
計	1,675,093	△5,743	1,669,350				△5,743

（款）6. 農林水産業費　　（項）1. 農業費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 農業委員会費	65,949	1,737	67,686				1,737

（単位　千円）

節		説明
区分	金額	
19. 扶助費	10	予防接種業務 予防接種費用助成金　10
3. 職員手当等	813	人件費　813 時間外勤務手当　813
10. 需用費	2,830	斎場管理費　【生活環境課】　2,830 燃料費　2,830
		財源更正
18. 負担金、補助及び交付金	173,324	水道事業会計負担金　【水道課】　173,324 負担金　173,324 水道事業会計　173,324

（単位　千円）

節		説明
区分	金額	
2. 給料	△3,177	人件費　△5,743 一般職給　△3,177 一般職員　△3,177 扶養手当　△156 地域手当　△133 通勤手当　△20 時間外勤務手当　233 期末手当　△725 勤勉手当　△582 児童手当　△180 共済組合負担金　△1,003
3. 職員手当等	△1,563	
4. 共済費	△1,003	

（単位　千円）

節		説明
区分	金額	
2. 給料	836	人件費　1,737 一般職給　836

（款）6. 農林水産業費　　（項）1. 農業費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
（農業委員会費）							
2. 農業総務費	135,266	△8,462	126,804				△8,462
3. 農業振興費	634,786	76	634,862	57			19
5. 農地費	535,445	△4,206	531,239				△4,206
計	1,389,332	△10,855	1,378,477	57			△10,912

（単位　千円）

節		説明	
区分	金額		
3. 職員手当等	808	一般職員	836
4. 共済費	93	扶養手当	312
		住居手当	△270
		通勤手当	40
		期末手当	295
		勤勉手当	191
		児童手当	240
		共済組合負担金	93
2. 給料	△3,204	人件費	△8,462
3. 職員手当等	△4,152	一般職給	△3,204
4. 共済費	△1,106	一般職員	△3,204
		扶養手当	△986
		地域手当	△191
		通勤手当	77
		管理職手当	△574
		期末手当	△1,140
		勤勉手当	△738
		児童手当	△600
		共済組合負担金	△1,106
18. 負担金、補助及び交付金	76	中山間地域等直接支払事業費　【農業政策課】	76
		交付金	76
		中山間地域等直接支払交付事業費	76
1. 報酬	1,472	人件費	△4,206
2. 給料	△2,904	会計年度任用職員報酬	1,472
3. 職員手当等	△1,850	パートタイム職員	1,415
4. 共済費	△924	パートタイム職員（地域手当相当額）	57
		一般職給	△2,904
		一般職員	△2,904
		扶養手当	△648
		地域手当	△142
		住居手当	△60
		通勤手当	526
		期末手当	△807
		勤勉手当	△519
		児童手当	△200
		共済組合負担金	△1,154
		健保、厚生年金保険料	230

（款）6. 農林水産業費　　（項）2. 林業費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 林業総務費	76,051	6,042	82,093				6,042
2. 林業振興費	195,326	22,529	217,855				22,529
計	273,285	28,571	301,856				28,571

（款）6. 農林水産業費　　（項）3. 水産業費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 水産業総務費	25,535	△3,843	21,692				△3,843
2. 水産業振興費	11,311	650	11,961				650
計	36,846	△3,193	33,653				△3,193

（単位　千円）

節		説明	
区分	金額		
2. 給料	2,020	人件費	6,042
		一般職給	2,020
3. 職員手当等	3,114	一般職員	2,020
		扶養手当	390
4. 共済費	908	地域手当	142
		住居手当	△300
		通勤手当	△10
		管理職手当	1,148
		期末手当	856
		勤勉手当	648
		児童手当	240
		共済組合負担金	908
18. 負担金、補助及び交付金	22,529	森林環境整備事業費　【林務水産課】	22,529
		補助金	22,529
		森林環境保全対策事業費	7,782
		獣害対策緩衝帯森林整備事業費	14,747

（単位　千円）

節		説明	
区分	金額		
2. 給料	△1,231	人件費	△3,843
		一般職給	△1,231
3. 職員手当等	△2,029	一般職員	△1,231
		扶養手当	△312
4. 共済費	△583	地域手当	△85
		通勤手当	△124
		管理職手当	△574
		期末手当	△408
		勤勉手当	△286
		児童手当	△240
		共済組合負担金	△583
18. 負担金、補助及び交付金	650	水産業振興事業費　【林務水産課】	650
		利子補給金	650
		豊かな海づくり資金	650

（款）7. 商工費　　（項）1. 商工費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 商工総務費	119,656	△42,312	77,344				△42,312
2. 商工振興費	741,884	1,471	743,355				1,471
3. 消費者行政推進費	15,530	120	15,650				120
5. 観光費	130,413	△2,995	127,418				△2,995
計	1,300,701	△43,716	1,256,985				△43,716

（款）8. 土木費　　（項）1. 土木管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 土木総務費	407,277	△6,641	400,636				△6,641

（単位　千円）

節 区分	金額	説明	
1. 報酬	△151	人件費	△42,312
		会計年度任用職員報酬	△151
		パートタイム職員	△151
2. 給料	△21,939	一般職給	△21,939
		一般職員	△21,939
3. 職員手当等	△12,984	扶養手当	△960
		地域手当	△947
		住居手当	216
		通勤手当	△405
		管理職手当	△755
		期末手当	△5,392
		勤勉手当	△4,361
		児童手当	△380
4. 共済費	△7,238	共済組合負担金	△7,238
10. 需用費	2	中小企業金融対策事業費　【環境経済課】	1,169
		補償金	1,169
11. 役務費	300	損失補償金	1,169
		中心市街地活性化事業費　【環境経済課】	302
21. 補償、補填及び賠償金	1,169	消耗品費	2
		手数料	300
3. 職員手当等	120	人件費	120
		通勤手当	120
2. 給料	△1,804	人件費	△2,995
		一般職給	△1,804
3. 職員手当等	△742	一般職員	△1,804
		扶養手当	△99
4. 共済費	△449	地域手当	△74
		住居手当	△306
		通勤手当	548
		期末手当	△454
		勤勉手当	△357
		共済組合負担金	△449

（単位　千円）

節 区分	金額	説明	
2. 給料	△3,483	人件費	△6,641
		一般職給	△3,483
3. 職員手当等	△1,518	一般職員	△1,093
		会計年度任用職員（フルタイム）	△2,390
4. 共済費	△1,640	扶養手当	163

（款）8. 土木費　　（項）1. 土木管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
（土木総務費）							
4. 排水機樋門管理費	91,187	300	91,487				300
計	506,009	△6,341	499,668				△6,341

（款）8. 土木費　　（項）2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 道路橋りょう総務費	116,033	8,557	124,590				8,557
3. 道路新設改良費	137,745	△3,317	134,428				△3,317
計	1,571,223	5,240	1,576,463				5,240

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
		地域手当 △177 住居手当 △300 通勤手当 846 管理職手当 △1,148 期末手当 △537 勤勉手当 △645 児童手当 280 共済組合負担金 △1,430 健保、厚生年金保険料 △210
3. 職　員　手　当　等	300	人件費 300 通勤手当 300

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
2. 給　　料	3,839	人件費 8,557 一般職給 3,839 一般職員 3,839 扶養手当 1,011 地域手当 194 通勤手当 31 期末手当 1,164 勤勉手当 781 児童手当 670 共済組合負担金 867
3. 職　員　手　当　等	3,851	
4. 共　　済　　費	867	
2. 給　　料	△1,622	人件費 △3,317 一般職給 △1,622 一般職員 △1,622 扶養手当 △276 地域手当 △76 住居手当 298 通勤手当 182 期末手当 △652 勤勉手当 △497 児童手当 60 共済組合負担金 △734
3. 職　員　手　当　等	△961	
4. 共　　済　　費	△734	

（款）8. 土木費　　（項）5. 都市計画費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 都市計画総務費	180,713	△40,293	140,420				△40,293
計	2,848,519	△40,293	2,808,226				△40,293

（款）8. 土木費　　（項）6. 住宅費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 住宅管理費	286,729	△3,736	282,993				△3,736
計	286,729	△3,736	282,993				△3,736

（款）9. 消防費　　（項）1. 消防費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 常備消防費	1,452,078	△11,246	1,440,832				△11,246

（単位　千円）

節		説明	
区分	金額		
2. 給料	△21,060	人件費	△40,293
3. 職員手当等	△12,435	一般職給	△21,060
4. 共済費	△6,798	一般職員	△21,060
		扶養手当	△798
		地域手当	△897
		通勤手当	257
		時間外勤務手当	△570
		管理職手当	△574
		期末手当	△4,822
		勤勉手当	△3,911
		児童手当	△1,120
		共済組合負担金	△6,798

（単位　千円）

節		説明	
区分	金額		
2. 給料	△3,831	人件費	△7,732
3. 職員手当等	△2,460	一般職給	△3,831
4. 共済費	△1,441	一般職員	△3,831
18. 負担金、補助及び交付金	3,996	扶養手当	△312
		地域手当	△173
		通勤手当	129
		管理職手当	△181
		期末手当	△945
		勤勉手当	△738
		児童手当	△240
		共済組合負担金	△1,441
		老朽危険空家対策事業費　【地域づくり課】	3,996
		補助金	3,996
		危険空家除却支援事業費	3,996

（単位　千円）

節		説明	
区分	金額		
2. 給料	△5,960	人件費	△11,246

（款）9. 消防費　　（項）1. 消防費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
（常備消防費）							
2. 非常備消防費	469,611	8,651	478,262				8,651
計	2,137,638	△2,595	2,135,043				△2,595

（款）10. 教育費　　（項）1. 教育総務費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 事務局費	352,176	7,728	359,904				7,728

（単位　千円）

節		説明	
区分	金額		
3. 職員手当等	△2,390	一般職給	△5,960
		一般職員	△6,355
4. 共済費	△2,896	会計年度任用職員（フルタイム）	395
		扶養手当	135
		地域手当	△249
		住居手当	△287
		通勤手当	48
		期末手当	△1,684
		勤勉手当	△1,573
		児童手当	1,220
		共済組合負担金	△2,948
		健保、厚生年金保険料	52
2. 給料	4,455	人件費	8,651
		一般職給	4,455
3. 職員手当等	2,622	一般職員	4,455
		扶養手当	△138
4. 共済費	1,574	地域手当	195
		住居手当	336
		通勤手当	156
		管理職手当	574
		期末手当	1,061
		勤勉手当	918
		児童手当	△480
		共済組合負担金	1,574

（単位　千円）

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	639	人件費	7,728
		会計年度任用職員報酬	639
2. 給料	2,423	パートタイム職員	639
		一般職給	2,423
3. 職員手当等	3,622	一般職員	4,615
		会計年度任用職員（フルタイム）	△2,192
4. 共済費	1,044	扶養手当	△538
		地域手当	106
		住居手当	△555
		通勤手当	1,505
		時間外勤務手当	110
		管理職手当	755
		期末手当	1,070
		勤勉手当	739
		児童手当	430

(款) 10. 教育費　　(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(事務局費)							
4. 教育研修センター費	12,918	249	13,167				249
5. 学校振興費	467,790	1,671	469,461	1,246			425
6. 特別支援教育費	246,379	△4,416	241,963				△4,416
計	1,084,318	5,232	1,089,550	1,246			3,986

(款) 10. 教育費　　(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 小学校管理費	614,713	180	614,893				180
計	678,846	180	679,026				180

（単位　千円）

節 区分	金額	説明	
		共済組合負担金	3,140
		健保、厚生年金保険料	△176
		学校共済組合負担金	△1,920
3. 職員手当等	249	人件費	249
		通勤手当	249
1. 報酬	1,635	人件費	1,671
		会計年度任用職員報酬	1,635
3. 職員手当等	65	パートタイム職員	1,481
		パートタイム職員（地域手当相当額）	154
4. 共済費	△29	通勤手当	897
		期末手当	△452
		勤勉手当	△380
		共済組合負担金	△169
		健保、厚生年金保険料	140
1. 報酬	△2,903	人件費	△4,416
		会計年度任用職員報酬	△2,903
3. 職員手当等	△647	パートタイム職員	△2,808
		パートタイム職員（地域手当相当額）	△95
4. 共済費	△866	通勤手当	485
		期末手当	△615
		勤勉手当	△517
		健保、厚生年金保険料	△343
		学校共済組合負担金	△523

（単位　千円）

節 区分	金額	説明	
1. 報酬	223	人件費	104
		会計年度任用職員報酬	223
4. 共済費	△119	パートタイム職員	223
		学校共済組合負担金	△119
10. 需用費	76	学校運営事業費　【学校教育課】	76
		消耗品費	76

(款) 10. 教育費　　(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 中学校管理費	231,360	199	231,559				199
計	301,769	199	301,968				199

(款) 10. 教育費　　(項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 幼稚園費	212,237	1,058	213,295				1,058
計	212,237	1,058	213,295				1,058

(款) 10. 教育費　　(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会教育総務費	172,186	△12,969	159,217				△12,969

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
2. 給　　料	207	人件費　199 一般職給　207 一般職員　207 扶養手当　△216 通勤手当　451 勤勉手当　68 共済組合負担金　△235 学校共済組合負担金　△76
3. 職員手当等	303	
4. 共　済　費	△311	

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
1. 報　　酬	2,425	人件費　1,058 会計年度任用職員報酬　2,425 パートタイム職員　2,333 パートタイム職員（地域手当相当額）　92 一般職給　△116 一般職員　△511 会計年度任用職員（フルタイム）　395 扶養手当　△312 地域手当　△33 住居手当　△678 通勤手当　△84 期末手当　413 勤勉手当　240 児童手当　△300 共済組合負担金　△905 健保、厚生年金保険料　351 学校共済組合負担金　57
2. 給　　料	△116	
3. 職員手当等	△754	
4. 共　済　費	△497	

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
2. 給　　料	△6,367	人件費　△12,969 一般職給　△6,367

(款) 10. 教育費　　(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(社会教育総務費)							
3. 文化財保護費	119,718	△6,109	113,609				△6,109
6. 図書館費	177,062	△417	176,645				△417
7. 市民会館等管理費	37,987	△31,246	6,741				△31,246
9. 博物館等管理費	135,588	10,149	145,737				10,149

一般会計

（単位　千円）

節 区分	金額	説明	
3. 職員手当等	△3,858	一般職員	△6,367
		扶養手当	△294
4. 共済費	△2,744	地域手当	△297
		住居手当	138
		通勤手当	370
		時間外勤務手当	6
		管理職手当	△755
		期末手当	△1,673
		勤勉手当	△1,353
		共済組合負担金	△2,744
2. 給料	△3,295	人件費	△6,109
		一般職給	△3,295
3. 職員手当等	△2,047	一般職員	△707
		会計年度任用職員（フルタイム）	△2,588
4. 共済費	△767	扶養手当	△216
		地域手当	△163
		通勤手当	△96
		管理職手当	△574
		期末手当	△585
		勤勉手当	△413
		共済組合負担金	△463
		健保、厚生年金保険料	△304
1. 報酬	△322	人件費	△417
		会計年度任用職員報酬	△322
3. 職員手当等	198	パートタイム職員	△322
		扶養手当	156
4. 共済費	△293	住居手当	△336
		通勤手当	948
		期末手当	△407
		勤勉手当	△343
		児童手当	180
		共済組合負担金	△293
2. 給料	△16,384	人件費	△31,246
		一般職給	△16,384
3. 職員手当等	△9,384	一般職員	△16,384
		扶養手当	△468
4. 共済費	△5,478	地域手当	△675
		住居手当	△492
		通勤手当	△48
		期末手当	△3,903
		勤勉手当	△3,198
		児童手当	△600
		共済組合負担金	△5,478
3. 職員手当等	193	人件費	208
		時間外勤務手当	193
4. 共済費	15	共済組合負担金	15
		植村直己冒険館管理費　【日高地域振興課】	9,941
12. 委託料	9,941	運営委託料	9,941
		植村直己冒険館	

(款) 10. 教育費　　(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10. 博物館等自主事業費	28,465	1,416	29,881			4,958	△3,542
計	889,857	△39,176	850,681			4,958	△44,134

(款) 10. 教育費　　(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健体育総務費	64,210	10,513	74,723				10,513
4. 体育館費	45,547	22,000	67,547		22,000		
7. 学校給食共同調理所費	391,602	△206	391,396				△206
計	1,049,971	32,307	1,082,278		22,000		10,307

(款) 12. 公債費　　(項) 1. 公債費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 元金	4,824,263	530,712	5,354,975				530,712
計	5,057,681	530,712	5,588,393				530,712

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
12. 委　託　料	1,416	日本・モンゴル民族博物館事業費　【但東地域振興課】 1,416 業務委託料 1,416 グッズ製作業務

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
2. 給　料	5,964	人件費 10,513 一般職給 5,964 一般職員 5,964 扶養手当 △216 地域手当 253 住居手当 △300 通勤手当 141 管理職手当 574 期末手当 1,380 勤勉手当 1,201 共済組合負担金 1,516
3. 職員手当等	3,033	
4. 共　済　費	1,516	
14. 工事請負費	22,000	城崎ボートセンター管理費　【文化・スポーツ振興課】 22,000 補修工事費 22,000 城崎ボートセンター
4. 共　済　費	△206	人件費 △206 共済組合負担金 △206

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
22. 償還金、利子及び割引料	530,712	市債元金　【財政課】 530,712 市債元金 530,712

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1　特別職

区分		職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	長等	3		26,340	11,904 (4.65月分)		38,244	6,533	44,777	
	議員	22	96,372		42,946 (4.65月分)		139,318	24,522	163,840	
	その他の特別職	2,379	148,563				148,563	221	148,784	
	計	2,404	244,935	26,340	54,850		326,125	31,276	357,401	
補正前	長等	3		26,340	11,739 (4.65月分)		38,079	6,941	45,020	
	議員	22	96,372		42,946 (4.65月分)		139,318	26,517	165,835	
	その他の特別職	2,362	148,280				148,280	221	148,501	
	計	2,387	244,652	26,340	54,685		325,677	33,679	359,356	
比較	長等				165		165	△ 408	△ 243	
	議員							△ 1,995	△ 1,995	
	その他の特別職	17	283				283	0	283	
	計	17	283	0	165		448	△ 2,403	△ 1,955	

2　一般職

(1)　総　括

区分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(927) 809	1,444,074	3,148,001	2,609,906	7,201,981	1,350,164	8,552,145	
補正前	(912) 823	1,444,584	3,215,855	2,630,628	7,291,067	1,387,957	8,679,024	
比較	(15) △ 14	△ 510	△ 67,854	△ 20,722	△ 89,086	△ 37,793	△ 126,879	

(　　) 内は、短時間勤務職員

	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後	96,298	133,597	41,428	126,910	456
	補正前	99,262	136,174	48,111	112,409	456
	比較	△ 2,964	△ 2,577	△ 6,683	14,501	0
	区分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	14,131	182,386	49,184	12,497	85,979
	補正前	14,131	171,542	49,184	12,497	88,729
	比較	0	10,844	0	0	△ 2,750
	区分	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後	501	993,857	804,252	68,430	
	補正前	501	1,010,428	819,524	67,680	
	比較	0	△ 16,571	△ 15,272	750	

ア　会計年度任用職員以外の職員

区　分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(13) 767		3,004,931	2,055,701	5,060,632	1,000,933	6,061,565	
補正前	(13) 775		3,051,289	2,068,735	5,120,024	1,028,789	6,148,813	
比　較	(0) △ 8		△ 46,358	△ 13,034	△ 59,392	△ 27,856	△ 87,248	

(　　) 内は定年前再任用短時間勤務職員

	区　分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後	96,298	127,563	41,428	72,284	456
	補正前	99,262	129,588	48,111	63,061	456
	比　較	△ 2,964	△ 2,025	△ 6,683	9,223	0
	区　分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	14,131	182,386	49,184	12,497	85,979
	補正前	14,131	171,542	49,184	12,497	88,729
	比　較	0	10,844	0	0	△ 2,750
	区　分	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後	501	725,499	579,065	68,430	
	補正前	501	735,279	588,714	67,680	
	比　較	0	△ 9,780	△ 9,649	750	

イ　会計年度任用職員

区　分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(914) 42	1,444,074	143,070	554,205	2,141,349	349,231	2,490,580	
補正前	(899) 48	1,444,584	164,566	561,893	2,171,043	359,168	2,530,211	
比　較	(15) △ 6	△ 510	△ 21,496	△ 7,688	△ 29,694	△ 9,937	△ 39,631	

(　　) 内は、短時間勤務職員

	区　分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後		6,034		54,626	
	補正前		6,586		49,348	
	比　較		△ 552		5,278	
	区　分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比　較					
	区　分	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当	
	補正後		268,358	225,187		
	補正前		275,149	230,810		
	比　較		△ 6,791	△ 5,623		

⑵　給料及び職員手当の増減額の明細

区　　分	増 減 額 （千円）	増減事由別内訳 （千円）		説　　明	備　　考
給　　料	△ 67,854	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増　加　分			
		その他の増 減 分	△ 67,854	職員の変動によるもの △ 67,854 千円	
職員手当	△ 20,722	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増 減 分	△ 20,722	扶養手当　△ 2,964 千円 地域手当　△ 2,577 千円 住居手当　△ 6,683 千円 通勤手当　14,501 千円 単身赴任手当　0 千円 特殊勤務手当　0 千円 時間外勤務手当　10,844 千円 休日勤務手当　0 千円 夜間勤務手当　0 千円 管理職手当　△ 2,750 千円 管理職員特別勤務手当　0 千円 期末手当　△ 16,571 千円 勤勉手当　△ 15,272 千円 児童手当　750 千円	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額			当該年	
					当該年度中起債	
		補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額
1．普通債	23,749,683	23,467,590	△ 31,200	23,436,390	3,610,600	22,000
（1）総務	3,221,966	3,349,233	△ 200	3,349,033	161,200	
（4）農林水産	1,307,870	1,383,841		1,383,841	210,300	
（6）土木	6,957,732	6,891,943	△ 20,300	6,871,643	1,038,500	
（7）消防	2,088,018	2,005,455	△ 3,200	2,002,255	436,600	
（8）教育	5,689,323	5,687,321	△ 7,500	5,679,821	668,100	22,000
3．その他債	11,933,155	10,000,793		10,000,793	61,800	
（3）臨時財政対策債	11,305,829	9,456,233		9,456,233		
合計	35,914,382	33,661,080	△ 31,200	33,629,880	3,672,400	22,000

（単位 千円）

度中増減見込み				当該年度末現在高見込額		
見込額	当該年度中元金償還見込額					
補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額
3,632,600	3,567,884	1,300	3,569,184	23,510,306	△ 10,500	23,499,806
161,200	531,867		531,867	2,978,566	△ 200	2,978,366
210,300	113,084	1,300	114,384	1,481,057	△ 1,300	1,479,757
1,038,500	738,239		738,239	7,192,204	△ 20,300	7,171,904
436,600	403,016		403,016	2,039,039	△ 3,200	2,035,839
690,100	998,660		998,660	5,356,761	14,500	5,371,261
61,800	1,211,426	529,412	1,740,838	8,851,167	△ 529,412	8,321,755
	1,069,159	529,412	1,598,571	8,387,074	△ 529,412	7,857,662
3,694,400	4,824,263	530,712	5,354,975	32,509,217	△ 539,912	31,969,305

歳入補正予算総括表

款	名称	補正前の額	補正額	計
1	市税	9,918,036	200,000	10,118,036
12	地方交付税	17,220,000	613,235	17,833,235
16	国庫支出金	5,753,361	126,562	5,879,923
17	県支出金	3,507,720	6,141	3,513,861
18	財産収入	211,534	9,280	220,814
20	繰入金	5,763,797	△ 390,230	5,373,567
21	繰越金	1	699,411	699,412
22	諸収入	1,769,885	16,478	1,786,363
23	市債	2,286,400	22,000	2,308,400
歳入合計		52,132,990	1,302,877	53,435,867

（単位 千円）

主 な 内 容			
個人市民税	200,000		
普通交付税	613,235		
児童手当負担金（過年度分）	369	「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト事業費	2,021
地域診療情報連携推進事業費	5,621	地域介護・福祉空間整備等交付金	30,246
放課後児童健全育成事業費	351	病児・病後児保育事業費	300
教育支援体制整備事業費	2,524	地方創生臨時交付金	85,130
自立支援医療費負担金（過年度分）	1,072	低所得者保険料軽減負担金（過年度分）	11
生活保護費負担金（過年度分）	674	住宅用太陽光発電設備等導入事業費	1,170
高齢重度障害医療費助成事業費（過年度分）	5	こども医療費助成事業費（過年度分）	1,384
放課後児童健全育成事業費	351	病児・病後児保育事業費	300
中山間地域等直接支払交付金	57	兵庫県議会議員選挙事務委託金	973
生活のしづらさに関する調査事務委託金	144		
土地建物売払収入	9,280		
国民健康保険事業特別会計（事業勘定）	12,416	国民健康保険事業特別会計（直診勘定）	8,975
介護保険事業特別会計	109,329	診療所事業特別会計	20,588
水道事業会計	600	後期高齢者医療事業特別会計	8,050
財政調整基金	△ 572,414	森林環境基金	22,226
前年度繰越金	669,411		
頒布代	1,958	受益者負担金	92
利用者負担金	601	事業負担金	1,301
補助金・交付金	9,526	事業助成金	3,000
保健体育施設整備事業債	22,000		

歳出補正予算総括表

款	名称	補正前の額	補正額	計
1	議会費	251,106	△ 2,861	248,245
2	総務費	8,400,382	620,377	9,020,759
3	民生費	15,334,938	64,974	15,399,912
4	衛生費	8,294,765	166,793	8,461,558
6	農林水産業費	1,699,463	14,523	1,713,986
7	商工費	1,300,701	△ 43,716	1,256,985
8	土木費	5,311,777	△ 45,130	5,266,647
9	消防費	2,137,638	△ 2,595	2,135,043

（単位 千円）

主 な 内 容			
人件費	△ 2,861		
人件費	123,925	一般管理費	14,263
行革推進事業費	3,548	基金管理費	472,055
財産管理費	896	バス交通対策事業費	4,202
太陽光発電システム導入補助事業費	1,170	ハチゴロウの戸島湿地管理費	550
但東振興局プロジェクト事業費	253	海外戦略推進事業費	417
賦課徴収事務費	△ 1,875	県議会議員選挙費	973
人件費	△ 105,670	特別障害者手当等運営対策事業費	23
国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	△ 18,912	身体障害者福祉事業費	39
北但広域療育センター管理費	1,428	ひきこもり対策事業費	35
高齢期移行助成事業費	60	重度障害者医療費助成事業費	2,836
乳幼児等医療費助成事業費	1,819	母子家庭等医療費助成事業費	257
高齢重度障害者医療費助成事業費	366	こども医療費助成事業費	11,304
障害者（児）自立支援給付事業費	52,319	障害者（児）医療給付事業費	2,056
自立相談支援事業費	2	居住支援事業費	127
老人福祉総務費	2,593	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	1,694
生活管理指導短期宿泊事業費	1,617	民間老人福祉施設助成事業費	30,246
児童福祉総務費	45,437	児童扶養手当給付事業費	194
児童手当給付事業費	398	こどもセンター運営事業費	38
生活困窮世帯等子どもの学習支援事業費	245	子育て世帯訪問支援事業費	479
放課後児童健全育成事業費	1,054	病児・病後児保育事業費	901
母子・父子福祉事業費	856	母子生活支援施設措置事業費	2,597
生活保護適正実施推進事業費	24	生活保護措置費	28,512
人件費	△ 11,932	母子保健事業費	1,004
予防接種事業費	1,567	斎場管理費	2,830
水道事業会計負担金	173,324		
人件費	△ 8,732	中山間地域等直接支払事業費	76
森林環境整備事業費	22,529	水産業振興事業費	650
人件費	△ 45,187	中小企業金融対策事業費	1,169
中心市街地活性化事業費	302		
人件費	△ 49,126	老朽危険空家対策事業費	3,996
人件費	△ 2,595		

款	名　　称	補正前の額	補　正　額	計
10	教　　育　　費	4,216,998	△ 200	4,216,798
12	公　　債　　費	5,057,681	530,712	5,588,393
歳　出　合　計		52,132,990	1,302,877	53,435,867

主　な　内　容			
人件費	△ 33,633	学校運営事業費	76
植村直己冒険館管理費	9,941	日本・モンゴル民族博物館事業費	1,416
城崎ボートセンター管理費	22,000		
市債元金	530,712		

歳出節別補正予算

（単位 千円）

番号	節　別	補正前の額	補　正　額	計
1	報酬	1,689,236	△ 192	1,689,044
2	給料	3,242,195	△ 67,854	3,174,341
3	職員手当等	2,685,313	△ 20,557	2,664,756
4	共済費	1,422,321	△ 40,196	1,382,125
8	旅費	63,040	548	63,588
10	需用費	1,734,795	5,308	1,740,103
11	役務費	482,540	318	482,858
12	委託料	5,502,357	30,974	5,533,331
13	使用料及び賃借料	477,284	1,932	479,216
14	工事請負費	2,639,740	23,428	2,663,168
18	負担金、補助及び交付金	11,036,268	225,238	11,261,506
19	扶助費	8,560,366	10	8,560,376
21	補償、補填及び賠償金	5,041	1,769	6,810
22	償還金、利子及び割引料	5,101,156	687,314	5,788,470
24	積立金	1,082,067	472,055	1,554,122
27	繰出金	3,038,200	△ 17,218	3,020,982
歳出合計		52,132,990	1,302,877	53,435,867

歳出性質別補正予算

（単位 千円）

番号	性　質　別	補正前の額	補　正　額	計
1	人　件　費	9,455,900	△ 141,996	9,313,904
2	物　件　費	7,666,158	43,692	7,709,850
3	維　持　補　修　費	159,092	1,573	160,665
4	扶　助　費	8,554,118	10	8,554,128
5	補　助　費　等	10,252,324	360,375	10,612,699
6	普　通　建　設　事　業　費	4,331,167	53,674	4,384,841
(1)	補　助　事　業　費	1,284,410	30,246	1,314,656
(2)	単　独　事　業　費	3,046,757	23,428	3,070,185
9	公　債　費	5,057,664	530,712	5,588,376
(1)	元　利　償　還　費	5,055,664	530,712	5,586,376
(ｱ)	元　金	4,824,263	530,712	5,354,975
10	積　立　金	1,082,067	472,055	1,554,122
13	繰　出　金	3,038,200	△ 17,218	3,020,982
歳　出　合　計		52,132,990	1,302,877	53,435,867

一般会計投資的経費一覧

＜普通建設事業＞　　（単位 千円）

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
民生費	北但広域療育センター管理費	1,428				1,428
	民間老人福祉施設助成事業費	30,246	30,246			
小計		31,674	30,246			1,428
教育費	城崎ボートセンター管理費	22,000		22,000		
小計		22,000		22,000		
合計		53,674	30,246	22,000		1,428

一般会計地方債の内訳

（単位 千円）

起債の種類	事　業　名	事業内容	予算計上額
過疎対策事業債（充当率100%）	保健体育施設整備事業	城崎ボートセンター改修事業	22,000
合　　計			22,000

第85号議案

令和８年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）

令和８年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92,426千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,581,182千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3. 国　庫　支　出　金		15,727	32	15,759
	2.国　庫　補　助　金	15,727	32	15,759
6. 繰　　入　　金		726,933	△13,711	713,222
	1.他　会　計　繰　入　金	671,933	△18,912	653,021
	2.基　金　繰　入　金	55,000	5,201	60,201
7. 繰　　越　　金		1	106,105	106,106
	1.繰　　越　　金	1	106,105	106,106
歳　　入　　合　　計		8,488,756	92,426	8,581,182

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 総　務　費		149,922	△11,231	138,691
	1.総　務　管　理　費	140,101	△11,231	128,870
8. 保　健　事　業　費		121,426	2,207	123,633
	1.保　健　事　業　費	29,877	1,040	30,917
	2.特定健康診査等事業費	91,549	1,167	92,716
9. 基　金　積　立　金		1,500	89,034	90,534
	1.基　金　積　立　金	1,500	89,034	90,534
11. 諸　支　出　金		46,358	12,416	58,774
	3.繰　出　金	1,500	12,416	13,916
歳　出　合　計		8,488,756	92,426	8,581,182

令和８年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1． 総 括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
3. 国　庫　支　出　金	15,727	32	15,759
6. 繰　入　金	726,933	△13,711	713,222
7. 繰　越　金	1	106,105	106,106
歳　入　合　計	8,488,756	92,426	8,581,182

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	149,922	△11,231	138,691
8. 保健事業費	121,426	2,207	123,633
9. 基金積立金	1,500	89,034	90,534
11. 諸支出金	46,358	12,416	58,774
歳出合計	8,488,756	92,426	8,581,182

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

（単位　千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
32		△14,751	3,488
		△4,161	6,368
			89,034
			12,416
32	0	△18,912	111,306

2. 歳　　入

(款) 3. 国庫支出金　　(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	32	32
計	15,727	32	15,759

(款) 6. 繰入金　　(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	671,933	△18,912	653,021
計	671,933	△18,912	653,021

(款) 6. 繰入金　　(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 基金繰入金	55,000	5,201	60,201
計	55,000	5,201	60,201

(款) 7. 繰越金　　(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	106,105	106,106
計	1	106,105	106,106

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
1. 社会保障・税番号制度システム整備費補助　金	32	社会保障・税番号制度システム整備費補助金　32

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
4. 職員給与費等繰入金	△28,438	職員給与費等繰入金　△28,438
7. その他一般会計繰入金	9,526	その他一般会計繰入金　9,526

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
1. 基　金　繰　入　金	5,201	国民健康保険財政調整基金繰入金　5,201

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
1. 繰　　越　　金	106,105	前年度繰越金　106,105

3. 歳　　出

（款）1. 総務費　　（項）1. 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	140,101	△11,231	128,870	32		△14,751	3,488
計	140,101	△11,231	128,870	32		△14,751	3,488

（款）8. 保健事業費　　（項）1. 保健事業費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健衛生普及費	29,877	△4,161	25,716			△4,161	
92. 健康診査事業費	0	5,201	5,201				5,201
計	29,877	1,040	30,917			△4,161	5,201

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

（単位　千円）

節		説明	
区分	金額		
2. 給料	△13,244	人件費	△24,277
		一般職給	△13,244
3. 職員手当等	△4,614	一般職員	△13,244
		扶養手当	564
4. 共済費	△4,560	地域手当	△506
		住居手当	242
12. 委託料	13,046	通勤手当	△31
		期末手当	△2,986
18. 負担金、補助及び交付金	△1,859	勤勉手当	△2,617
		児童手当	720
		共済組合負担金	△4,509
		雇用保険料	△55
		労災保険料	4
		負担金	△1,859
		退職手当組合	△1,833
		職員互助会	△26
		一般管理費　【国保・年金課】	13,046
		業務委託料	13,046
		基幹システム標準化移行業務	

（単位　千円）

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	△2,597	人件費	△4,161
		会計年度任用職員報酬	△2,597
3. 職員手当等	△947	パートタイム職員	△2,498
		パートタイム職員（地域手当相当額）	△99
4. 共済費	△617	通勤手当	60
		期末手当	△547
		勤勉手当	△460
		共済組合負担金	△270
		健保、厚生年金保険料	△347
12. 委託料	1,695	健康診査事業費　【国保・年金課】	5,201
		業務委託料	1,695
18. 負担金、補助及び交付金	3,506	がん検診業務	
		負担金	3,506
		がん検診	3,506

（款）8. 保健事業費　　（項）2. 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 特定健康診査等事業費	91,549	1,167	92,716				1,167
計	91,549	1,167	92,716				1,167

（款）9. 基金積立金　　（項）1. 基金積立金

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 財政調整基金積立金	1,500	89,034	90,534				89,034
計	1,500	89,034	90,534				89,034

（款）11. 諸支出金　　（項）3. 繰出金

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 繰出金	1,500	12,416	13,916				12,416
計	1,500	12,416	13,916				12,416

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
2. 給　　料	107	人件費　1,167 一般職給　107 一般職員　107 扶養手当　312 地域手当　16 住居手当　330 通勤手当　57 期末手当　94 勤勉手当　21 児童手当　240 共済組合負担金　△10
3. 職員手当等	1,070	
4. 共　済　費	△10	

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
24. 積　立　金	89,034	基金積立金　【国保・年金課】　89,034 国民健康保険財政調整基金積立金　89,034

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
27. 繰　出　金	12,416	一般会計繰出金　【国保・年金課】　12,416 一般会計繰出金　12,416

補　正　予　算　給　与　費　明　細　書

1　特別職

区分		職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	長等									
	議員									
	その他の特別職	12	107				107	1	108	
	計	12	107				107	1	108	
補正前	長等									
	議員									
	その他の特別職	12	107				107	1	108	
	計	12	107				107	1	108	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	0	0				0	0	0	
	計	0	0				0	0	0	

2　一般職

(1)　総　括

区分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(12) 12	18,824	48,224	38,890	105,938	20,434	126,372	
補正前	(13) 15	21,421	61,361	43,381	126,163	25,621	151,784	
比較	(△1) △ 3	△ 2,597	△ 13,137	△ 4,491	△ 20,225	△ 5,187	△ 25,412	

(　　) 内は、短時間勤務職員

	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後	1,620	2,018	1,580	1,800	
	補正前	744	2,508	1,008	1,714	
	比較	876	△ 490	572	86	
	区分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	19	2,183			574
	補正前	19	2,183			574
	比較	0	0			0
	区分	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		15,244	12,532	1,320	
	補正前		18,683	15,588	360	
	比較		△ 3,439	△ 3,056	960	

ア　会計年度任用職員以外の職員

区　分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(0) 12		48,224	31,239	79,463	15,965	95,428	
補正前	(0) 15		61,361	34,872	96,233	20,474	116,707	
比　較	(0) △ 3		△ 13,137	△ 3,633	△ 16,770	△ 4,509	△ 21,279	

(　　) 内は定年前再任用短時間勤務職員

	区　分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後	1,620	2,018	1,580	999	
	補正前	744	2,508	1,008	1,062	
	比　較	876	△ 490	572	△ 63	
	区　分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	19	2,183			574
	補正前	19	2,183			574
	比　較	0	0			0
	区　分	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当	
	補正後		11,525	9,401	1,320	
	補正前		14,417	11,997	360	
	比　較		△ 2,892	△ 2,596	960	

イ　会計年度任用職員

区　分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(12)	18,824		7,651	26,475	4,469	30,944	
補正前	(13)	21,421		8,509	29,930	5,147	35,077	
比　較	(△1)	△ 2,597		△ 858	△ 3,455	△ 678	△ 4,133	

(　　) 内は、短時間勤務職員

	区　分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後				801	
	補正前				652	
	比　較				149	
	区　分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比　較					
	区　分	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当	
	補正後		3,719	3,131		
	補正前		4,266	3,591		
	比　較		△ 547	△ 460		

⑵　給料及び職員手当の増減額の明細

区　　分	増 減 額 （千円）	増減事由別内訳 （千円）		説　　明	備　　考
給　　料	△ 13,137	給与改定に 伴う増減分			
		昇給に伴う 増　加　分			
		その他の 増 減 分	△ 13,137	職員の変動によるもの △ 13,137 千円	
職員手当	△ 4,491	制度改正に 伴う増減分			
		その他の 増 減 分	△ 4,491	扶養手当　876 千円 地域手当　△ 490 千円 住居手当　572 千円 通勤手当　86 千円 単身赴任手当　0 千円 特殊勤務手当　0 千円 時間外勤務手当　0 千円 休日勤務手当　0 千円 夜間勤務手当　0 千円 管理職手当　0 千円 管理職員特別勤務手当　0 千円 期末手当　△ 3,439 千円 勤勉手当　△ 3,056 千円 児童手当　960 千円	

第86号議案

令和８年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第１号）

令和８年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,975千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94,816千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6. 繰　越　金		0	8,975	8,975
	1.繰　越　金	0	8,975	8,975
歳　入　合　計		85,841	8,975	94,816

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
5. 諸　支　出　金		0	8,975	8,975
	1.繰　出　金	0	8,975	8,975
歳　出　合　計		85,841	8,975	94,816

令和８年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第１号）に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1． 総 括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
6. 繰　　越　　金	0	8,975	8,975
歳　入　合　計	85,841	8,975	94,816

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
5. 諸支出金	0	8,975	8,975
歳出合計	85,841	8,975	94,816

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

（単位　千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			8,975
0	0	0	8,975

2. 歳　　入

（款）6. 繰越金　　（項）1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	0	8,975	8,975
計	0	8,975	8,975

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1. 前 年 度 繰 越 金	8,975	前年度繰越金　8,975

3. 歳　　出

（款）5. 諸支出金　　（項）1. 繰出金

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　　定　　財　　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1. 繰　　出　　金	0	8,975	8,975				8,975
計	0	8,975	8,975				8,975

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
27. 繰　　出　　金	8,975	一般会計繰出金　【健康増進課】　8,975 一般会計繰出金　8,975

第87号議案

令和８年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第１号)

令和８年度豊岡市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,693千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,733,385千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4. 繰　入　金		429,021	1,694	430,715
	1.一 般 会 計 繰 入 金	429,021	1,694	430,715
5. 繰　越　金		1	47,499	47,500
	1.繰　越　金	1	47,499	47,500
6. 諸　収　入		1,537	1,500	3,037
	2.償還金及び還付加算金	1,525	1,500	3,025
歳　入　合　計		1,682,692	50,693	1,733,385

後期高齢者医療事業特別会計

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 総　務　費		57,499	1,694	59,193
	1. 総　務　管　理　費	52,936	1,694	54,630
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		1,620,811	39,449	1,660,260
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,620,811	39,449	1,660,260
4. 諸　支　出　金		1,525	9,550	11,075
	1. 償還金及び還付加算金	1,525	1,500	3,025
	2. 繰　出　金	0	8,050	8,050
歳　出　合　計		1,682,692	50,693	1,733,385

令和８年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1． 総 括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
4. 繰　入　金	429,021	1,694	430,715
5. 繰　越　金	1	47,499	47,500
6. 諸　収　入	1,537	1,500	3,037
歳　入　合　計	1,682,692	50,693	1,733,385

後期高齢者医療事業特別会計

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	57,499	1,694	59,193
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,620,811	39,449	1,660,260
4. 諸支出金	1,525	9,550	11,075
歳出合計	1,682,692	50,693	1,733,385

後期高齢者医療事業特別会計

（単位　千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		1,694	
			39,449
		1,500	8,050
0	0	3,194	47,499

2. 歳　　入

(款) 4. 繰入金　　(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
3. その他一般会計繰入金	33,067	1,694	34,761
計	429,021	1,694	430,715

(款) 5. 繰越金　　(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	47,499	47,500
計	1	47,499	47,500

(款) 6. 諸収入　　(項) 2. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険料還付金	1,500	1,500	3,000
計	1,525	1,500	3,025

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1.　職員給与費等繰入金	1,694	職員給与費等繰入金　1,694

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1.　繰　　越　　金	47,499	前年度繰越金　47,499

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1.　保 険 料 還 付 金	1,500	保険料還付金　1,500

3. 歳　　出

（款）1. 総務費　　（項）1. 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	52,936	1,694	54,630			1,694	
計	52,936	1,694	54,630			1,694	

（款）2. 後期高齢者医療広域連合納付金　　（項）1. 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,620,811	39,449	1,660,260				39,449
計	1,620,811	39,449	1,660,260				39,449

（款）4. 諸支出金　　（項）1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 還付金	1,500	1,500	3,000			1,500	
計	1,525	1,500	3,025			1,500	

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
2. 給　　料	529	人件費　1,694 一般職給　529 一般職員　529 地域手当　21 住居手当　336 通勤手当　△15 期末手当　194 勤勉手当　164 共済組合負担金　368 健保、厚生年金保険料　23 負担金　74 退職手当組合　74
3. 職員手当等	700	
4. 共済費	391	
18. 負担金、補助及び交付金	74	

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
18. 負担金、補助及び交付金	39,449	後期高齢者医療広域連合納付金　【国保・年金課】　39,449 納付金　39,449 納付金　39,449

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
22. 償還金、利子及び割引料	1,500	過誤収納金還付金　【国保・年金課】　1,500 還付金　1,500 還付金　1,500

（款）4. 諸支出金　　（項）2. 繰出金

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1. 繰　　出　　金	0	8,050	8,050				8,050
計	0	8,050	8,050				8,050

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
27. 繰　　出　　金	8,050	一般会計繰出金　【国保・年金課】　8,050 一般会計繰出金　8,050

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

2　一般職

(1)　総　括

区　分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(1) 2	2,599	7,110	5,837	15,546	3,097	18,643	
補正前	(1) 2	2,599	6,581	5,137	14,317	2,706	17,023	
比　較	(0) 0	0	529	700	1,229	391	1,620	

(　　) 内は、短時間勤務職員

	区　分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後		285	336	401	
	補正前		264	0	416	
	比　較		21	336	△ 15	
	区　分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	8	725			
	補正前	8	725			
	比　較	0	0			
	区　分	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		2,216	1,866		
	補正前		2,022	1,702		
	比　較		194	164		

ア　会計年度任用職員以外の職員

区　分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(0) 2		7,110	4,644	11,754	2,417	14,171	
補正前	(0) 2		6,581	4,004	10,585	2,049	12,634	
比　較	(0) 0		529	640	1,169	368	1,537	

(　　) 内は、定年前再任用短時間勤務職員

	区　分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後		285	336	216	
	補正前		264	0	291	
	比　較		21	336	△ 75	
	区　分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	8	725			
	補正前	8	725			
	比　較	0	0			
	区　分	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当	
	補正後		1,669	1,405		
	補正前		1,475	1,241		
	比　較		194	164		

イ　会計年度任用職員

区　分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(1)	2,599		1,193	3,792	680	4,472	
補正前	(1)	2,599		1,133	3,732	657	4,389	
比　較	(0)	0		60	60	23	83	

(　　) 内は、短時間勤務職員

	区　分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後				185	
	補正前				125	
	比　較				60	
	区　分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比　較					
	区　分	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当	
	補正後		547	461		
	補正前		547	461		
	比　較		0	0		

⑵　給料及び職員手当の増減額の明細

区　分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説　明	備　考
給　料	529	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	529	職員の変動によるもの 529 千円	
職員手当	700	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	700	扶養手当 0 千円 地域手当 21 千円 住居手当 336 千円 通勤手当 △ 15 千円 単身赴任手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 時間外勤務手当 0 千円 休日勤務手当 0 千円 夜間勤務手当 0 千円 管理職手当 0 千円 管理職員特別勤務手当 0 千円 期末手当 194 千円 勤勉手当 164 千円 児童手当 0 千円	

第88号議案

令和８年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第１号)

令和８年度豊岡市の介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ415,378千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,714,935千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3. 国　庫　支　出　金		2,499,238	3,587	2,502,825
	2.国　庫　補　助　金	841,496	3,587	845,083
4. 支 払 基 金 交 付 金		2,576,189	6,610	2,582,799
	1.支 払 基 金 交 付 金	2,576,189	6,610	2,582,799
8. 繰　　越　　金		1	405,181	405,182
	1.繰　　越　　金	1	405,181	405,182
歳　　入　　合　　計		10,299,557	415,378	10,714,935

介護保険事業特別会計

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
5. 基　金　積　立　金		5,800	176,338	182,138
	1. 基　金　積　立　金	5,800	176,338	182,138
7. 諸　支　出　金		8,010	239,040	247,050
	1. 償還金及び還付加算金	8,010	129,711	137,721
	3. 繰　出　金	0	109,329	109,329
歳　出　合　計		10,299,557	415,378	10,714,935

令和８年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1． 総 括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
3. 国　庫　支　出　金	2,499,238	3,587	2,502,825
4. 支 払 基 金 交 付 金	2,576,189	6,610	2,582,799
8. 繰　越　金	1	405,181	405,182
歳　入　合　計	10,299,557	415,378	10,714,935

介護保険事業特別会計

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
5. 基金積立金	5,800	176,338	182,138
7. 諸支出金	8,010	239,040	247,050
歳出合計	10,299,557	415,378	10,714,935

介護保険事業特別会計

（単位　千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			176,338
3,587		6,610	228,843
3,587	0	6,610	405,181

2. 歳　　入

(款) 3. 国庫支出金　　(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	100,027	1,087	101,114
3. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	78,962	2,500	81,462
計	841,496	3,587	845,083

(款) 4. 支払基金交付金　　(項) 1. 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計
2. 地域支援事業支援交付金	100,027	6,610	106,637
計	2,576,189	6,610	2,582,799

(款) 8. 繰越金　　(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	405,181	405,182
計	1	405,181	405,182

（単位　千円）

節		説　明
区　分	金　額	
2. 過　年　度　分	1,087	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）　1,087
2. 過　年　度　分	2,500	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）　2,500

（単位　千円）

節		説　明
区　分	金　額	
2. 過　年　度　分	6,610	地域支援事業交付金　6,610

（単位　千円）

節		説　明
区　分	金　額	
1. 前年度繰越金	405,181	前年度繰越金　405,181

3. 歳　　出

（款）5. 基金積立金　　（項）1. 基金積立金

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護給付費準備基金積立金	5,800	176,338	182,138				176,338
計	5,800	176,338	182,138				176,338

（款）7. 諸支出金　　（項）1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 償還金	0	129,711	129,711	3,587		6,610	119,514
計	8,010	129,711	137,721	3,587		6,610	119,514

（款）7. 諸支出金　　（項）3. 繰出金

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般会計繰出金	0	109,329	109,329				109,329
計	0	109,329	109,329				109,329

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
24. 積　　立　　金	176,338	基金積立金　【介護保険課】　176,338 介護給付費準備基金積立金　176,338

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
22. 償還金、利子及び割引料	129,711	返納金　【介護保険課】　129,711 国県負担金等精算返納金　129,711 国庫負担金返納金　86,418 県負担金返納金　39,697 地域支援事業交付金返納金　44 支払基金介護給付費交付金返納金　3,546 国庫補助金返納金　6

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
27. 繰　　出　　金	109,329	一般会計繰出金　【介護保険課】　109,329 一般会計繰出金　109,329

第89号議案

令和８年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第１号)

令和８年度豊岡市の診療所事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,588千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ297,522千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6. 繰　越　金		0	20,588	20,588
	1. 繰　越　金	0	20,588	20,588
歳　入　合　計		276,934	20,588	297,522

診療所事業特別会計

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6. 諸　支　出　金		0	20,588	20,588
	1.繰　出　金	0	20,588	20,588
歳　出　合　計		276,934	20,588	297,522

令和８年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第１号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1．総　括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
6. 繰　　越　　金	0	20,588	20,588
歳　入　合　計	276,934	20,588	297,522

診療所事業特別会計

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
6. 諸支出金	0	20,588	20,588
歳出合計	276,934	20,588	297,522

診療所事業特別会計

（単位　千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			20,588
0	0	0	20,588

2. 歳　　入

(款) 6. 繰越金　　(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	0	20,588	20,588
計	0	20,588	20,588

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1. 前 年 度 繰 越 金	20,588	前年度繰越金　20,588

3. 歳　　出

（款）6. 諸支出金　　（項）1. 繰出金

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　　定　　財　　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1. 一般会計繰出金	0	20,588	20,588				20,588
計	0	20,588	20,588				20,588

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
27. 繰　　出　　金	20,588	一般会計繰出金　【健康増進課】　20,588 一般会計繰出金　20,588

第90号議案

令和８年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算(第１号)

令和８年度豊岡市の霊苑事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,382千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,287千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4. 繰　越　金		1	1,382	1,383
	1. 繰　越　金	1	1,382	1,383
歳　入　合　計		8,905	1,382	10,287

霊苑事業特別会計

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 霊　苑　管　理　費		7,405	1,382	8,787
	1.霊　苑　管　理　費	7,405	1,382	8,787
歳　出　合　計		8,905	1,382	10,287

令和８年度豊岡市霊苑事業特別会計
補正予算（第１号）に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1． 総 括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
4. 繰　　越　　金	1	1,382	1,383
歳　入　合　計	8,905	1,382	10,287

霊苑事業特別会計

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
1. 霊苑管理費	7,405	1,382	8,787
歳出合計	8,905	1,382	10,287

霊苑事業特別会計

（単位　千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			1,382
0	0	0	1,382

2. 歳　　入

(款) 4. 繰越金　　(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	1,382	1,383
計	1	1,382	1,383

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1. 前 年 度 繰 越 金	1,382	前年度繰越金　1,382

3. 歳　　出

（款）1. 霊苑管理費　　（項）1. 霊苑管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 基金積立金	400	1,382	1,782				1,382
計	7,405	1,382	8,787				1,382

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
24. 積　　立　　金	1,382	基金積立金　【生活環境課】　1,382 霊苑整備基金積立金　1,382

第91号議案

令和８年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算(第１号)

令和８年度豊岡市の太陽光発電事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,290千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,097千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3. 繰　越　金		1	11,061	11,062
	1. 繰　越　金	1	11,061	11,062
4. 諸　収　入		1	229	230
	2. 雑　入	0	229	229
歳　入　合　計		102,807	11,290	114,097

太陽光発電事業特別会計

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 総　務　費		8,847	11,290	20,137
	1.総　務　管　理　費	8,847	11,290	20,137
歳　出　合　計		102,807	11,290	114,097

令和８年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算（第１号）に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1． 総 括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
3. 繰　　越　　金	1	11,061	11,062
4. 諸　　収　　入	1	229	230
歳　入　合　計	102,807	11,290	114,097

太陽光発電事業特別会計

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	8,847	11,290	20,137
歳出合計	102,807	11,290	114,097

太陽光発電事業特別会計

（単位　千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		229	11,061
0	0	229	11,061

2. 歳　　入

(款) 3. 繰越金　　(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	11,061	11,062
計	1	11,061	11,062

(款) 4. 諸収入　　(項) 2. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1. 雑入	0	229	229
計	0	229	229

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
2. 繰　　越　　金	11,061	前年度繰越金　11,061

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1. 雑　　入	229	市有物件配分金及び共済金　229 共済金　229

3. 歳　　出

（款）1. 総務費　　（項）1. 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 基金積立金	8,705	11,290	19,995			229	11,061
計	8,847	11,290	20,137			229	11,061

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
24. 積　　立　　金	11,290	基金積立金　【コウノトリ共生課】　11,290 太陽光発電事業基金積立金　11,290

第92号議案

令和８年度　豊岡市水道事業会計補正予算（第１号）

（総　則）

第１条　令和８年度豊岡市水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第２条　令和８年度豊岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
⑷　主な建設改良事業			
配水施設費	913,643 千円	4,904 千円	918,547 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
収　　入			
第１款　水道事業収益	2,442,670 千円	3,000 千円	2,445,670 千円
第１項　営業収益	1,948,438 千円	△ 170,324 千円	1,778,114 千円
第２項　営業外収益	494,230 千円	173,324 千円	667,554 千円
支　　出			
第１款　水道事業費用	2,411,225 千円	3,288 千円	2,414,513 千円
第１項　営業費用	2,205,922 千円	3,303 千円	2,209,225 千円
第２項　営業外費用	197,243 千円	△ 15 千円	197,228 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第４条　予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,258,207 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 65,800 千円、過年度分損益勘定留保資金 78 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,005,729 千円及び建設改良積立金 186,600 千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,263,111 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 65,802 千円、過年度分損益勘定留保資金 48 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,005,761 千円及び建設改良積立金 191,500 千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
支　　出			
第１款　資本的支出	1,887,793 千円	4,904 千円	1,892,697 千円
第１項　建設改良費	928,883 千円	4,904 千円	933,787 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第５条　予算第９条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
⑴　職員給与費	169,173 千円	4,755 千円	173,928 千円

（他会計からの補助金の補正）

第６条　予算第10条中「201,090千円」を「374,414千円」に改める。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

令和８年度

豊岡市水道事業会計補正予算

（第１号）に関する説明書

令和８年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第１号）実施計画

収益的収入及び支出

収　入　　（単位　千円）

款　項　目	既決予定額	補正予定額	計	各目説明 節	金　額	付　記
1 水道事業収益	2,442,670	3,000	2,445,670			
1 営業収益	1,948,438	△ 170,324	1,778,114			
05 給水収益	1,877,617	△ 170,324	1,707,293			
				005 水道料金	△ 170,324	
2 営業外収益	494,230	173,324	667,554			
10 他会計補助金	201,090	173,324	374,414			
				005 一般会計補助金	173,324	

支　出　　（単位　千円）

款　項　目	既決予定額	補正予定額	計	各目説明 節	金　額	付　記
1 水道事業費用	2,411,225	3,288	2,414,513			
1 営業費用	2,205,922	3,303	2,209,225			
05 原水及び浄水費	393,030	△ 139	392,891			
				004 法定福利費	△ 139	共済組合負担金
10 配水及び給水費	335,350	△ 478	334,872			
				002 給料	49	一般職員
				003 手当	△ 496	扶養手当 △ 312 地域手当 △ 11 通勤手当 124 期末手当 △ 57 児童手当 △ 240
				004 法定福利費	△ 31	共済組合負担金
20 総係費	220,510	3,920	224,430			
				003 手当	333	扶養手当 △ 216 住居手当 336 通勤手当 17 管理職手当 181 勤勉手当 35 児童手当 △ 20
				004 法定福利費	135	共済組合負担金
				005 厚生福利費	452	兵庫県退職手当組合負担金
				040 委託料	3,000	設備保守点検等 2,000 料金等賦課徴収業務 1,000
2 営業外費用	197,243	△ 15	197,228			
15 消費税及び地方消費税	56,663	△ 15	56,648			
				155 消費税及び地方消費税	△ 15	

資本的収入及び支出

支　出　　（単位　千円）

款　項　目	既決予定額	補正予定額	計	各目説明 節	金額	付記
1 資本的支出	1,887,793	4,904	1,892,697			
1 建設改良費	928,883	4,904	933,787			
05 配水施設費	913,643	4,904	918,547			
				002 給料	2,835	一般職員
				003 手当	1,378	地域手当 114
						通勤手当 22
						期末手当 674
						勤勉手当 568
				004 法定福利費	691	共済組合負担金

令和８年度　豊岡市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

（令和８年４月１日から令和９年３月31日まで）

（単位　千円）

１　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	△ 37,779
減価償却費	1,197,502
賞与引当金の増減額（△は減少）	675
貸倒引当金の増減額（△は減少）	1,878
長期前受金戻入額	△ 244,836
受取利息及び受取配当金	△ 3,900
支払利息	121,754
固定資産除却損	53,100
未収金の増減額（△は増加）	△ 58,389
未払金の増減額（△は減少）	△ 178,420
たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 309
前払金の増減額（△は増加）	48,657
小計	899,933
利息及び配当金の受取額	3,900
利息の支払額	△ 121,754
業務活動によるキャッシュ・フロー	782,079
２　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,463,122
有形固定資産の売却による収入	2
無形固定資産の取得による支出	△ 10,700
国庫補助金等による収入	231,382
負担金による収入	32,876
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,209,562
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	516,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 958,910
他会計からの出資による収入	318,577
リース債務の返済による支出	△ 1,362
豊岡市奨学基金への支出	△ 600
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 125,495
資金増減額	△ 552,978
資金期首残高	2,115,364
資金期末残高	1,562,386

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1　総括

区分		職員数 特別職 (人)	職員数 一般職 (人)	給与費 報酬 (千円)	給与費 給料 (千円)	給与費 手当 (千円)	給与費 計 (千円)	法定福利費 (千円)	合計 (千円)
補正後	損益勘定支弁職員	10	( ) 16	89	62,520	41,992	104,601	21,316	125,917
	資本勘定支弁職員		( ) 6		23,595	16,615	40,210	7,801	48,011
	合計	10	( ) 22	89	86,115	58,607	144,811	29,117	173,928
補正前	損益勘定支弁職員	10	( ) 16	89	62,471	42,155	104,715	21,351	126,066
	資本勘定支弁職員		( ) 5		20,760	15,237	35,997	7,110	43,107
	合計	10	( ) 21	89	83,231	57,392	140,712	28,461	169,173
比較	損益勘定支弁職員	0	( ) 0	0	49	△ 163	△ 114	△ 35	△ 149
	資本勘定支弁職員		( ) 1		2,835	1,378	4,213	691	4,904
	合計	0	( ) 1	0	2,884	1,215	4,099	656	4,755

(　　) 内は、定年前再任用短時間勤務職員

手当の内訳 区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
補正後	1,506	3,604	1,607	1,821			9,850
補正前	2,034	3,501	1,271	1,658			9,850
比較	△ 528	103	336	163			0
区分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
補正後			2,386		20,357	16,736	740
補正前			2,205		19,740	16,133	1,000
比較			181		617	603	△ 260

(1)　会計年度任用職員以外の職員

区分		職員数 特別職 (人)	職員数 一般職 (人)	給与費 報酬 (千円)	給与費 給料 (千円)	給与費 手当 (千円)	給与費 計 (千円)	法定福利費 (千円)	合計 (千円)
補正後	損益勘定支弁職員	10	( ) 15	89	60,295	40,910	101,294	20,733	122,027
	資本勘定支弁職員		( ) 6		23,595	16,615	40,210	7,801	48,011
	合計	10	( ) 21	89	83,890	57,525	141,504	28,534	170,038
補正前	損益勘定支弁職員	10	( ) 15	89	60,246	41,073	101,408	20,755	122,163
	資本勘定支弁職員		( ) 5		20,760	15,237	35,997	7,110	43,107
	合計	10	( ) 20	89	81,006	56,310	137,405	27,865	165,270
比較	損益勘定支弁職員	0	( ) 0	0	49	△ 163	△ 114	△ 22	△ 136
	資本勘定支弁職員		( ) 1		2,835	1,378	4,213	691	4,904
	合計	0	( ) 1	0	2,884	1,215	4,099	669	4,768

(　　) 内は、定年前再任用短時間勤務職員

手当の内訳 区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
補正後	1,506	3,515	1,607	1,725			9,850
補正前	2,034	3,412	1,271	1,562			9,850
比較	△ 528	103	336	163			0
区分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
補正後			2,386		19,870	16,326	740
補正前			2,205		19,253	15,723	1,000
比較			181		617	603	△ 260

⑵　会計年度任用職員

区分		職員数 特別職 (人)	職員数 一般職 (人)	給与費 報酬 (千円)	給与費 給料 (千円)	給与費 手当 (千円)	給与費 計 (千円)	法定福利費 (千円)	合計 (千円)
補正後	損益勘定支弁職員		1		2,225	1,082	3,307	583	3,890
	資本勘定支弁職員								
	合計		1		2,225	1,082	3,307	583	3,890
補正前	損益勘定支弁職員		1		2,225	1,082	3,307	596	3,903
	資本勘定支弁職員								
	合計		1		2,225	1,082	3,307	596	3,903
比較	損益勘定支弁職員		0		0	0	0	△ 13	△ 13
	資本勘定支弁職員								
	合計		0		0	0	0	△ 13	△ 13

手当の内訳 区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
補正後		89		96			
補正前		89		96			
比較		0		0			
区分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
補正後					487	410	
補正前					487	410	
比較					0	0	

2　給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	2,884	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	2,884	職員の変動によるもの 2,884 千円	職員数の異動状況（現に在籍する職員数） 補正後 22 人 補正前 21 人 増減 1 人
手当	1,215	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	1,215	扶養手当 △ 528 千円 地域手当 103 千円 住居手当 336 千円 通勤手当 163 千円 単身赴任手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 時間外勤務手当 0 千円 休日勤務手当 0 千円 夜間勤務手当 0 千円 管理職手当 181 千円 管理職員特別勤務手当 0 千円 期末手当 617 千円 勤勉手当 603 千円 児童手当 △ 260 千円	

令和８年度　豊岡市水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（　令和９年３月31日　）

（ 単位　千円 ）

資　産　の　部

１　固　定　資　産				
⑴　有形固定資産				
イ　土　　地		696,253		
ロ　建　　物	2,004,790			
減価償却累計額	△ 1,179,640	825,150		
ハ　構　築　物	36,585,202			
減価償却累計額	△ 19,649,078	16,936,124		
ニ　機械及び装置	9,610,244			
減価償却累計額	△ 7,133,669	2,476,575		
ホ　車両及び運搬具	19,023			
減価償却累計額	△ 18,072	951		
ヘ　工具器具及び備品	87,540			
減価償却累計額	△ 70,336	17,204		
ト　リース資産	6,188			
減価償却累計額	△ 2,785	3,403		
チ　建設仮勘定		1,164,636		
有形固定資産合計			22,120,296	
⑵　無形固定資産				
イ　電話加入権		2,268		
ロ　その他無形固定資産		170,543		
無形固定資産合計			172,811	
固定資産合計				22,293,107
２　流　動　資　産				
⑴　現金預金			1,562,386	
⑵　未収金		421,874		
貸倒引当金		△ 10,999	410,875	
⑶　貯蔵品			30,403	
⑷　前払金			996	
⑸　その他流動資産			61	
流動資産合計				2,004,721
資産合計				24,297,828

負　債　の　部

3　固　定　負　債			
⑴　企業債			
イ　建設改良費等の財源に充てるための企業債	6,766,301		
企業債合計		6,766,301	
⑵　リース債務		2,416	
固定負債合計			6,768,717
4　流　動　負　債			
⑴　企業債			
イ　建設改良費等の財源に充てるための企業債	915,935		
企業債合計		915,935	
⑵　リース債務		1,371	
⑶　未払金		184,806	
⑷　引当金			
イ　賞与引当金	8,893		
ロ　法定福利費引当金	1,790		
引当金合計		10,683	
⑸　その他流動負債		9,456	
流動負債合計			1,122,251
5　繰　延　収　益			
長期前受金		12,127,538	
収益化累計額		△ 7,666,844	
繰延収益合計			4,460,694
負債合計			12,351,662

資　本　の　部

6　資　本　金			9,488,368
7　剰　余　金			
⑴　資本剰余金			
イ　受贈財産評価額	18,616		
ロ　国庫（県）補助金	52,302		
ハ　一般会計補助金	2,816		
ニ　工事負担金	75,532		
ホ　その他資本剰余金	161,627		
資本剰余金合計		310,893	
⑵　利益剰余金			
イ　建設改良積立金	995,367		
ロ　資産維持積立金	529,200		
ハ　当年度未処分利益剰余金	622,338		
利益剰余金合計		2,146,905	
剰余金合計			2,457,798
資本合計			11,946,166
負債資本合計			24,297,828

第93号議案

令和８年度　豊岡市下水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和８年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第２条　令和８年度豊岡市下水道事業会計予算（以下 「予算」 という。）第２条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
⑷　主な建設改良事業			
管渠施設事業費	504,252 千円	4,672 千円	508,924 千円
処理場施設事業費	1,053,529 千円	△ 3,950 千円	1,049,579 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
収　　入			
第１款　下水道事業収益	5,591,542 千円	104 千円	5,591,646 千円
第２項　営業外収益	3,822,649 千円	104 千円	3,822,753 千円
支　　出			
第１款　下水道事業費用	4,807,013 千円	4,622 千円	4,811,635 千円
第１項　営業費用	4,433,792 千円	4,622 千円	4,438,414 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第４条　予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,696,827千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額69,844千円、当年度分損益勘定留保資金1,787,696千円、減債積立金839,287千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,697,549千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額69,854千円、当年度分損益勘定留保資金1,787,696千円、減債積立金823,896千円、建設改良積立金16,103千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
支　　出			
第１款　資本的支出	5,169,486 千円	722 千円	5,170,208 千円
第１項　建設改良費	1,557,781 千円	722 千円	1,558,503 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第５条　予算第９条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
⑴　職員給与費	137,397 千円	4,227 千円	141,624 千円

令和８年８月28日提出

豊岡市長　　門　間　雄　司

令和8年度

豊岡市下水道事業会計補正予算

（第1号）に関する説明書

令和８年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第１号）実施計画

収益的収入及び支出

収　入　　（単位　千円）

款　項　目	既決予定額	補正予定額	計	各目説明 節	金　額	付　記
1 下水道事業収益	5,591,542	104	5,591,646			
2 営業外収益	3,822,649	104	3,822,753			
30 消費税及び地方消費税還付金	30,445	104	30,549			
				005 消費税及び地方消費税還付金	104	

支　出　　（単位　千円）

款　項　目	既決予定額	補正予定額	計	各目説明 節	金　額	付　記
1 下水道事業費用	4,807,013	4,622	4,811,635			
1 営業費用	4,433,792	4,622	4,438,414			
05 管渠費	215,883	264	216,147			
				010 給料	△ 255	一般職員　２人
				015 手当等	598	扶養手当　312 通勤手当　△ 38 時間外勤務手当　135 勤勉手当　△ 51 児童手当　240
				020 法定福利費	△ 79	共済組合負担金
10 ポンプ場費	27,494	△ 669	26,825			
				010 給料	143	一般職員　１人
				015 手当等	△ 659	住居手当　△ 324 通勤手当　44 期末手当　△ 206 勤勉手当　△ 173
				020 法定福利費	△ 153	共済組合負担金
15 処理場費	920,220	1,928	922,148			
				010 給料	62	一般職員　２人
				015 手当等	1,573	扶養手当　450 地域手当　20 住居手当　84 通勤手当　153 時間外勤務手当　170 期末手当　96 児童手当　600
				020 法定福利費	293	共済組合負担金
25 総係費	145,596	3,099	148,695			
				010 給料	15	一般職員　７人（会計年度任用職員２人含む）
				015 手当等	1,900	住居手当　△ 336 通勤手当　△ 12 時間外勤務手当　2,248
				020 法定福利費	67	共済組合負担金
				025 厚生福利費	242	兵庫県退職手当組合負担金
				080 委託料	875	水道料金管理システム改修業務（下水道使用料改定関係）

資本的収入及び支出

支　出　　（単位　千円）

款　項　目	既決予定額	補正予定額	計	各目説明 節	金　額	付　記
1 資本的支出	5,169,486	722	5,170,208			
1 建設改良費	1,557,781	722	1,558,503			
05 管渠施設事業費	504,252	4,672	508,924			
				010 給料	2,907	一般職員　３人
				015 手当等	916	扶養手当　△ 372
						地域手当　102
						住居手当　252
						通勤手当　47
						期末手当　553
						勤勉手当　534
						児童手当　△ 200
				020 法定福利費	849	共済組合負担金
15 処理場施設事業費	1,053,529	△ 3,950	1,049,579			
				010 給料	△ 1,145	一般職員　３人
				015 手当等	△ 2,061	扶養手当　△ 528
						地域手当　△ 67
						住居手当　△ 336
						通勤手当　65
						期末手当　△ 376
						勤勉手当　△ 219
						児童手当　△ 600
				020 法定福利費	△ 744	共済組合負担金

令和８年度　豊岡市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

（令和８年４月１日から令和９年３月31日まで）

（単位　千円）

１ 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	710,166
減価償却費	3,074,914
貸倒引当金の増減額（△は減少）	1,667
修繕引当金の増減額（△は減少）	△ 7,423
長期前受金戻入額	△ 1,311,903
受取利息及び受取配当金	△ 2,638
支払利息	365,101
固定資産除却損	24,684
未収金の増減額（△は増加）	△ 27,191
未払金の増減額（△は減少）	△ 59,073
小計	2,768,304
利息及び配当金の受取額	2,638
利息の支払額	△ 365,101
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,405,841
２ 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 2,490,076
有形固定資産の売却による収入	2
国庫補助金等による収入	1,265,993
負担金等による収入	608
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,223,473
３ 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,274,500
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,611,705
リース債務の返済による支出	△ 1,064
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,338,269
資金増加額	△ 155,901
資金期首残高	2,225,573
資金期末残高	2,069,672

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1　総括

区分		職員数 特別職 (人)	職員数 一般職 (人)	給与費 報酬 (千円)	給与費 給料 (千円)	給与費 手当 (千円)	給与費 計 (千円)	法定福利費 (千円)	合計 (千円)
補正後	損益勘定支弁職員	10	(12)	89	44,457	30,568	75,114	14,824	89,938
	資本勘定支弁職員		(7)		25,473	17,797	43,270	8,416	51,686
	合計	10	(19)	89	69,930	48,365	118,384	23,240	141,624
補正前	損益勘定支弁職員	10	(12)	89	44,492	27,156	71,737	14,696	86,433
	資本勘定支弁職員		(6)		23,711	18,942	42,653	8,311	50,964
	合計	10	(18)	89	68,203	46,098	114,390	23,007	137,397
比較	損益勘定支弁職員	0	(0)	0	△ 35	3,412	3,377	128	3,505
	資本勘定支弁職員		(1)		1,762	△ 1,145	617	105	722
	合計	0	(1)	0	1,727	2,267	3,994	233	4,227

（　　）内は、定年前再任用短時間勤務職員

手当の内訳 区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
補正後	3,228	2,966	672	1,170		4	6,211
補正前	3,366	2,911	1,332	911		4	3,658
比較	△ 138	55	△ 660	259		0	2,553
区分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
補正後			1,148		16,524	13,322	3,120
補正前			1,148		16,457	13,231	3,080
比較			0		67	91	40

(1)　会計年度任用職員以外の職員

区分		職員数 特別職 (人)	職員数 一般職 (人)	給与費 報酬 (千円)	給与費 給料 (千円)	給与費 手当 (千円)	給与費 計 (千円)	法定福利費 (千円)	合計 (千円)
補正後	損益勘定支弁職員	10	(10)	89	40,084	28,555	68,728	13,704	82,432
	資本勘定支弁職員		(7)		25,473	17,797	43,270	8,416	51,686
	合計	10	(17)	89	65,557	46,352	111,998	22,120	134,118
補正前	損益勘定支弁職員	10	(10)	89	40,119	25,143	65,351	13,563	78,914
	資本勘定支弁職員		(6)		23,711	18,942	42,653	8,311	50,964
	合計	10	(16)	89	63,830	44,085	108,004	21,874	129,878
比較	損益勘定支弁職員	0	(0)	0	△ 35	3,412	3,377	141	3,518
	資本勘定支弁職員		(1)		1,762	△ 1,145	617	105	722
	合計	0	(1)	0	1,727	2,267	3,994	246	4,240

（　　）内は、定年前再任用短時間勤務職員

手当の内訳 区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
補正後	3,228	2,791	672	1,095		4	6,211
補正前	3,366	2,736	1,332	836		4	3,658
比較	△ 138	55	△ 660	259		0	2,553
区分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
補正後			1,148		15,567	12,516	3,120
補正前			1,148		15,500	12,425	3,080
比較			0		67	91	40

⑵　会計年度任用職員

区分		職員数 特別職（人）	職員数 一般職（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 手当（千円）	給与費 計（千円）	法定福利費（千円）	合計（千円）
補正後	損益勘定支弁職員		2		4,373	2,013	6,386	1,120	7,506
	資本勘定支弁職員		0		0	0	0	0	0
	合計		2		4,373	2,013	6,386	1,120	7,506
補正前	損益勘定支弁職員		2		4,373	2,013	6,386	1,133	7,519
	資本勘定支弁職員		0		0	0	0	0	0
	合計		2		4,373	2,013	6,386	1,133	7,519
比較	損益勘定支弁職員		0		0	0	0	△ 13	△ 13
	資本勘定支弁職員		0		0	0	0	0	0
	合計		0		0	0	0	△ 13	△ 13

手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	単身赴任手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）
	補正後		175		75			
	補正前		175		75			
	比較		0		0			
	区分	休日勤務手当（千円）	夜間勤務手当（千円）	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	児童手当（千円）
	補正後					957	806	
	補正前					957	806	
	比較					0	0	

2　給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳	（千円）	説明	備考
給料	1,727	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	1,727	職員の変動によるもの 1,727 千円	職員数の異動状況（現に在籍する職員数） 補正後 19 人 補正前 18 人 増減 1 人
手当	2,267	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	2,267	扶養手当 △ 138 千円 地域手当 55 千円 住居手当 △ 660 千円 通勤手当 259 千円 単身赴任手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 時間外勤務手当 2,553 千円 休日勤務手当 0 千円 夜間勤務手当 0 千円 管理職手当 0 千円 管理職員特別勤務手当 0 千円 期末手当 67 千円 勤勉手当 91 千円 児童手当 40 千円	

令和８年度　豊岡市下水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（　令和９年３月31日　）

（ 単位　千円 ）

資 産 の 部

１　固定資産				
⑴　有形固定資産				
イ　土地		2,914,756		
ロ　立木		41,477		
ハ　建物	8,382,976			
減価償却累計額	△ 3,919,042	4,463,934		
ニ　建物附属設備	1,144,736			
減価償却累計額	△ 1,108,795	35,941		
ホ　構築物	107,285,831			
減価償却累計額	△ 50,790,043	56,495,788		
ヘ　機械及び装置	32,055,528			
減価償却累計額	△ 21,049,601	11,005,927		
ト　車両及び運搬具	8,490			
減価償却累計額	△ 8,072	418		
チ　工具器具及び備品	68,014			
減価償却累計額	△ 59,383	8,631		
リ　リース資産	5,314			
減価償却累計額	△ 2,392	2,922		
ヌ　建設仮勘定		2,902,964		
有形固定資産合計			77,872,758	
⑵　無形固定資産				
イ　施設利用権		5,140		
ロ　電話加入権		3,300		
無形固定資産合計			8,440	
固定資産合計				77,881,198
２　流動資産				
⑴　現金預金			2,069,672	
⑵　未収金		338,004		
貸倒引当金		△ 10,532	327,472	
⑶　その他流動資産			78	
流動資産合計				2,397,222
資産合計				80,278,420

負 債 の 部

3　固定負債			
⑴　企業債			
イ　建設改良費等の財源に充てるための企業債	30,945,381		
企業債合計		30,945,381	
⑵　リース債務		1,866	
⑶　引当金			
イ　修繕引当金	7,973		
引当金合計		7,973	
固定負債合計			30,955,220
4　流動負債			
⑴　企業債			
イ　建設改良費等の財源に充てるための企業債	3,478,415		
企業債合計		3,478,415	
⑵　リース債務		1,063	
⑶　未払金		618,480	
⑷　預り金		3,868	
⑸　引当金			
イ　賞与引当金	6,374		
ロ　法定福利費引当金	1,263		
引当金合計		7,637	
流動負債合計			4,109,463
5　繰延収益			
長期前受金		63,724,010	
収益化累計額		△ 33,165,413	
繰延収益合計			30,558,597
負債合計			65,623,280

資 本 の 部

6　資本金			11,780,569
7　剰余金			
⑴　資本剰余金			
イ　国庫（県）補助金	796,164		
ロ　他会計補助金	34,328		
ハ　受益者負担金（分担金）	77,821		
資本剰余金合計		908,313	
⑵　利益剰余金			
イ　減債積立金	416,093		
ロ　当年度未処分利益剰余金	1,550,165		
利益剰余金合計		1,966,258	
剰余金合計			2,874,571
資本合計			14,655,140
負債資本合計			80,278,420

注記

Ⅰ　セグメント情報の開示

１　報告セグメントの概要

豊岡市下水道事業会計は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集落排水処理事業及び個別排水処理事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、公共下水道事業等６つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	業務内容
公共下水道事業	豊岡、城崎、日高中央　３処理区の生活排水処理業務
特定環境保全公共下水道事業	港、竹野、清滝、三方、出石、但東北、但東西　７処理区の生活排水処理業務
農業集落排水事業	畑上、結、飯谷、来日、戸島、上山・二見、椒、桑野本、三原、高橋、河本　11地区の生活排水処理業務
漁業集落排水事業	宇日、田久日、須井　３地区の生活排水処理業務
小規模集落排水処理事業	三原、下村、二連原、二ツ家　４地区の生活排水処理業務
個別排水処理事業	八坂、奥山、唐川、太田、奥赤、赤花、水石、奥矢根、虫生、畑、河本、西谷、後、小坂、出合市場、矢根、奥藤、薬王寺、中藤、佐田、中山、小谷　22地区の個別排水処理業務

２　報告セグメントごとの営業収益等

当年度（令和８年４月１日～令和９年３月31日）　（単位:千円）

項目		公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	小規模集落排水処理	個別排水処理	合計
営業収益		1,199,927	393,817	19,922	3,639	1,446	2,475	1,621,226
営業費用		2,510,645	1,232,399	516,644	37,603	16,895	14,998	4,329,184
営業損益		△ 1,310,718	△ 838,582	△ 496,722	△ 33,964	△ 15,449	△ 12,523	△ 2,707,958
経常損益		442,269	236,925	32,597	9	2,945	73	714,818
セグメント資産		42,433,514	24,163,317	12,704,253	628,740	289,908	58,688	80,278,420
セグメント負債		35,419,495	20,414,499	9,141,863	482,877	117,035	47,511	65,623,280
その他の項目								
	他会計繰入金	1,317,866	803,439	449,015	15,054	19,451	7,776	2,612,601
	減価償却費	1,674,101	892,523	463,348	28,847	8,889	7,206	3,074,914
	特別利益	2	0	0	0	0	0	2
	特別損失	3,157	951	455	9	9	73	4,654
	固定資産増加額	1,050,371	364,852	5,182	0	0	0	1,420,405

第94号議案

令和７年度豊岡市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度豊岡市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

（決算書は、別冊）

第95号議案

令和７年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

（決算書は、別冊）

第96号議案

令和７年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

（決算書は、別冊）

第97号議案

令和７年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

（決算書は、別冊）

第98号議案

令和７年度豊岡市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度豊岡市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

（決算書は、別冊）

第99号議案

令和７年度豊岡市診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度豊岡市診療所事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

（決算書は、別冊）

第100号議案

令和７年度豊岡市霊苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度豊岡市霊苑事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

（決算書は、別冊）

第101号議案

令和７年度豊岡市管理会財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度豊岡市管理会財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

（決算書は、別冊）

第102号議案

令和７年度豊岡市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度豊岡市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

（決算書は、別冊）

第103号議案

令和７年度豊岡市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和７年度豊岡市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

（決算書は、別冊）

第104号議案

令和７年度豊岡市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和７年度豊岡市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年８月28日提出

豊岡市長　門　間　雄　司

（決算書は、別冊）